

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 23 年 11 月 18 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 50 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	中島委員長、吹田副委員長、川畑・斉藤（陽）・斎藤（博）各委員 (横田委員欠席)		
説明員	市長、副市長、福祉部長、保健所長、保健所参事 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

委員会に先立ちまして、10月22日に御逝去されました成田晃司議員に黙禱をいたしたいと思います。皆様、御起立ください。

(黙禱)

○委員長

黙禱を終わります。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

それでは、継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「ふれあい見舞金について」

○（福祉）地域福祉課長

ふれあい見舞金について報告いたします。

ふれあい見舞金につきましては、平成19年度までは社会福祉協議会、共同募金会と市の共同事業として取り組んでまいりました。

また、冬期特別生活支援事業、いわゆる福祉灯油につきましては、平成19年度に灯油価格の高騰を受け、灯油購入経費の一部をふれあい見舞金と同様に三者共同で実施してきた経過がございます。

平成20年度についても灯油価格の高騰があり、国や道の財源措置を受け、引き続き福祉灯油を実施いたしました。その際、福祉灯油とふれあい見舞金の位置づけを明確にいたしました。その内容といたしましては、ふれあい見舞金は社会福祉協議会と共同募金会の事業とし、福祉灯油は市の事業とするすみ分けを行ったものであります。

平成21年度と22年度につきましては、灯油の価格が落ちつき、福祉灯油を実施する状況にはなかったことから、ふれあい見舞金を共同募金会と社会福祉協議会が単独で行うこととなりましたが、原資となる歳末助け合い運動の募金が減少傾向にあり、平成21年度の実績額である1世帯当たり2,000円を配分することが難しく、1,600円程度になることが予想されたことから、市に補てんを求められ、400円を特例として支給した経過がございます。

今年度以降につきましては、平成20年度に行ったそれぞれの位置づけを改めて確認し、ふれあい見舞金の補てんは行わないことといたします。

社会福祉協議会といたしましては、歳末助け合い運動の募金が減少傾向にあることや高齢者等の対象者の増加を受け、事業の見直しを行っているところであり、内容につきましては、12月上旬に開かれます小樽市共同募金委員会の審査委員会で決定されることとなります。方向性といたしましては、見舞金配布対象者を絞り、ある程度まとまった金額をお渡しする予定であると聞いております。

また、福祉灯油につきましては市が実施主体となりますが、現在のところ灯油の単価は80円台半ばと、やや高い傾向にはありますけれども、今後の価格の推移や他都市の状況、また国等からの財政支援の動きや本市の財政状況を総合的に勘案し、対応してまいりたいと考えております。

○委員長

「銭函保育所改築年次の延期について」

○（福祉）宮本主幹

市立銭函保育所改築年次の延期について報告申し上げます。

銭函保育所は、市立保育所の規模・配置に関する計画において平成24年度に改築工事を行い、平成25年度に子育て支援センターを併設し、現在と同規模の110名定員で開設する予定としていましたが、このたび桂岡幼稚園を設

置・運営する学校法人小樽桂岡学園から桂岡町の現在地において園舎を建替え、平成24年秋をめどに幼稚園部分145名、保育所部分55名の認定こども園を開設する計画が示されました。

この小樽桂岡学園の計画を受け、認定こども園開設後の銭函地区の保育需要を見た上で、銭函保育所の規模を定めるべく開設を2年程度遅らせ、平成27年度とするよう改築計画を変更するものです。

なお、子育て支援センターの開設についても平成27年度となりますが、子育て支援担当の保育士は現計画どおり平成25年度から配置し、銭函地区の子育て支援を積極的に推進してまいります。

○委員長

「夜間急病センターの移転に伴うこれまでの経過について」

○（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの移転に伴うこれまでの経過について報告いたします。

小樽市夜間急病センターは、本市の夜間における比較的軽症な患者を対象とする第1次救急施設の拠点として昭和52年に設立され、平成5年からは済生会小樽病院に併設する形で委任されているものです。済生会小樽病院では、施設の老朽化により新築移転の基本計画が発表され、平成25年7月には新病院が完成、供用開始されることを聞いております。この移転新築に伴い、新夜間急病センターの運営方法、設置場所について昨年より議論されているところであります。本年2月、新夜間急病センターは独立型とするとの医師会の構想がまとまり、以後さまざまな検討を加えた結果、このたび設置場所について決定をいたしましたので、報告させていただきます。

7月15日に、小樽市医師会長から市長あてに夜間急病センターの移転に関する小樽市医師会からの意見書が提出され、移転候補地として、1番目に元市立病院看護師宿舎跡、2番目に築港の市所有地、3番目に新市立病院駐車場内、4番目に元小樽市商工会館跡地の4か所が挙げられました。

また、1番目に市民が納得できる場所、2番目に新設であって十分なスペースが確保できる場所、三つ目に新市立病院の近隣の場所、四つ目に受診者、出向医師などに便利な場所、五つ目に建設費ができるだけ安価で済む場所という条件も付されました。

本市では、この要望書を基に各候補地の立地条件、課題などを精査し、その結果につき医師会に御説明をし、3回の話し合いを通じて最終的に元市立病院看護師宿舎跡を移転先と考えるとの合意に達しました。

これ以降は、この位置に移転するための諸条件を市が整えることとなり、第一にこの敷地の現在の所有者である北海道龍谷学園に対し、夜間急病センター建設のため当該物件の買取りを申し出ました。同学園においては、11月7日に開催された理事会におきまして、市からの買取りの申出に対し承の旨の決定がされたと聞いております。今後、土地の売買交渉について進めてまいりたいと考えております。

次に、元市立病院看護師宿舎のある住ノ江町会に対しましては、11月10日に説明会を開催し、これまでの経過等について説明を行い、御質問にお答えしました。その結果、設置についての了解をいただいたところであります。

なお、小樽市医師会におきましては、これに先立ちます11月9日に理事会が開催され、新急病センターの建設地として元市立病院看護師宿舎跡が適地であるという決定になったと聞いています。

今後の日程についてですが、土地の購入費、実施設計、地質調査に係る費用につきましては、12月開催の第4回定例会に補正予算として計上の予定であります。

○委員長

これより、質問に入ります。

なお、順序は、共産党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○川畑委員

それでは、共産党を代表して質問をさせていただきます。

順番として、ふれあい見舞金を最初に、その後に銭函保育所改築年次の延期について、そして最後に急病センターについて質問させていただきたいと思います。

◎ふれあい見舞金について

最初に、ふれあい見舞金についての質問ですけれども、ただいま報告を受けたとおり、経過といたしましては、昭和50年度から福祉灯油助成を小樽市の単独事業として実施し、平成元年にふれあい見舞金に変更されているのですが、まずは、この時点での変更した目的についてお伺いしたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

昭和50年度から福祉灯油助成ということで、昭和63年度まで灯油の助成券を配布するという形をとってございましたけれども、灯油価格が低い額で安定していることもありまして、灯油に限定する助成を改めまして見舞金として現金を支給することとしたものであります。この際、共同募金会の歳末助け合いの募金を原資として社会福祉協議会が実施していた見舞金というのがありまして、これとあわせて共同実施としたものであります。

○川畑委員

この目的は、冬期間の支援金、あるいは支度金としての位置づけということでよろしいのですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

平成19年度には、ふれあい見舞金を支給した後に福祉灯油の支給となった経過があり、このように別立てにしていることから、冬期間の支援金としてのふれあい見舞金の役割が明らかではないかと思っています。

先ほどの報告では、平成20年度からはふれあい見舞金を社会福祉協議会の単独事業とし、福祉灯油については別立ての市の事業とするということで財源を分担するということですが、本来は小樽市が単独助成で始めてきたものだと思います。最初に私が申し上げたとおりに、昭和50年度から福祉灯油助成をということで実施してきているわけですから、そういう意味では弱者への冬期生活支援策であるのとらえていますので、財源不足だからやめるということではなくて、少なくとも従来の支給額を下回らないようにきちんと社会福祉協議会の事業部が実施すべきだと思うわけです。それで、小樽市が補てんしない理由は何かをお答え願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

まず、平成19年度、20年度と福祉灯油を実施しておりまして、20年度の支給の際にそういった整理をさせていただきました。弱者への支援としては市が全く何もしないということではなく、灯油が高騰した際については市が責任を持って支援をするということで、20年度にすみ分けをしたものであります。

○川畑委員

このようにすみ分けたという経過があったことはわかりますが、平成19年度以降、道の補助金が支給されているのですけれども、道の補助金というのはどういう性格のものなのか、その内容もあわせて教えてください。

○（福祉）地域福祉課長

平成19年度から、道からいただいております補助金についてでございますけれども、19年当時は地域政策総合補助金という北海道地域振興条例に基づく地域の振興に充てるために制定されている道の事業でございます。現在は地域づくり総合交付金という名称になっています。その中に福祉振興・介護保険基盤整備事業という事業区分がございます。そのメニューの一つに高齢者等の冬の生活支援事業として位置づけられ、補助メニューが決まっているものであります。

内容といたしましては、高齢者や障害者等に燃料費をはじめとする冬期間の増高経費に対する支援を行うというふうに決められておりまして、交付額は人口10万人以上の場合、上限が100万円となっております。

○川畑委員

10万人以上ということで小樽はその中に入るわけですね。

本日、資料要求により提出していただいた「ふれあい見舞金」と「福祉灯油」実施状況の推移の資料を見てもらうとわかるのですが、平成19年度は100万円、20年度は1,412万1,000円、21年度が98万3,000円、22年度が100万円となっていると思います。これは福祉灯油の支給にあわせて道に申請していると思うのですが、それでよろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

道の補助金については、平成20年度を除けば、先ほど答弁していただいたように上限の100万円が支給されていると、そして平成21年、22年はふれあい見舞金を一律2,000円で支給しているわけですが、小樽市の実質的な負担と変わらない金額ではないかと思うのです。本年も道補助金を申請して、市からも同程度の金額を出してもらえれば、昨年同様に一律2,000円の生活困窮世帯に対する特別の措置ができると思うのですが、その点はいかがでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

本年度も昨年度と同様に実施するとしましたら、現時点で申請は行っていませんので北海道の予算も関係ありませんけれども、もし予算があればこのような補助が入ることもあるというふうに考えています。

○川畑委員

道の補助金は、いつまで申請すればいいものなのですか。

○（福祉）地域福祉課長

一応、正式な照会というのは例年8月ぐらいにございます。福祉灯油の実施の決定は12月時点でございますので締切りは過ぎておりますけれども、その時点でまだ北海道の予算に余裕があれば、協議によりまして、補助をいただけるという流れになってございます。

○川畑委員

本年8月の段階では申請していないのですか。これから申請するといった場合に、申請すれば交付される、補助が出る可能性はありますか。

○（福祉）地域福祉課長

予算の余りぐあいといいますか、道の予算については確認しておりませんので、それは何ともお答えはできないところであります。

○川畑委員

後で灯油価格の問題もあるので、確認させていただきました。

それでもう一つ、実施状況の推移の中に交付税という項目があるのですが、この交付税について説明していただけないか。

○（福祉）地域福祉課長

資料の平成19年度、20年度の小樽市分の国・道補助の欄に交付税という額が載っております。これは交付税の中でも特別交付税というものでございまして、19年度と20年度は灯油が非常に高騰した年でありましたので、各自治体が助成について検討する中で、国としても地方の財政支援措置として、この2年間については特別交付税措置というものを行ったものであります。

○川畑委員

特別交付税は、特殊な事情があった場合ということで、恐らく灯油が高騰したということだと思いますので、こ

こはよくわかったのですが、平成21年度からないのはなぜなのか、お知らせいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

平成21年度、22年度にかけて灯油の価格は落ちついてきたということもありまして、特別交付税のメニューにはのってこなかったというふうに聞いております。

○川畑委員

交付税は国の事情や判断で決まるということで、こちらから申請するとかなんとかということではないということなのですね。

小樽市の別立ての事業としている福祉灯油については、灯油価格の動向で年ごとに判断すると今まで言ってきたと思うのです。私が少し気になっているのは、共産党の提出資料として家庭用燃料の灯油価格の一覧表がありますが、本年の価格は11月段階では84円80銭となっています。

今までの経過で、福祉灯油が支給された段階を見ますと、平成19年12月以降が大幅に上がって行って、20年には100円を超える状況があったと思います。今の灯油価格は84円80銭ですけれども、この後4円ぐらい上がるだろうという報道がされているわけですし、90円に限りなく近づいていると思うのですが、本年の福祉灯油の支給を考えているかどうかを確認したいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

確かに、ここ最近の灯油価格の傾向を見ますと、若干高めに推移しているのというのはそのとおりでございまして、これまでも議会答弁の中では福祉灯油の実施については第4回定例会の補正予算の段階で判断するというふうに申し上げておりまして、それは本年で言うところの今時期に当たるのですけれども、今の価格の状況を見ますと、実施しませんという状況にはないと思っております。

ですから、11月、12月にかけて、灯油価格の動向あるいは他都市の状況、また国、道からの財源措置や本市の財政状況等を見ながら検討してまいりたいと思います。

○川畑委員

これまでの会議録を見ますと、灯油の価格が91円80銭というのが一つの基準になっていたようなニュアンスがありました。今は限りなく90円に近づいているわけですが、どのくらいの価格になれば福祉灯油の検討をするのでしょうか。あるいは、そのために道に申請を出すのか、その辺についてお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、平成19年度は価格が90円台に突入しまして、その後100円台へと推移していったわけでありまして、90円を超えて、それを受けて国なり道なりの財政支援がどうなるかということで、明確にはお答えできませんけれども、まず一つの目安としては90円台というふうに思っております。

○川畑委員

例えば、今、これから道に申請してもどのようになるのかはわからないという状況もあると思うのです。そういう意味では、灯油価格がどういうふうに変動するかは先の話なのでわからないところもあるのですが、少なくともふれあい見舞金については、昨年も一昨年も、少ない金額ですけれども2,000円で支給されているわけですから、そういうことを継続していくという姿勢が必要ではないのかと私は思うのです。

今後、ふれあい見舞金をどのようにしていく予定なのか、その辺をお聞きます。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあい見舞金についてでありますけれども、今年度以降、一応、市は補てんをしないという方針でありますので、そうなりますとふれあい見舞金については社会福祉協議会と共同募金会の単独の事業となります。社会福祉協議会、共同募金会については募金の減少傾向や高齢者の増加を受けて事業の見直しを今後図っていくということで聞いておりますので、市としてそれに対して申し入れることにはならないというふうに思います。

○川畑委員

先ほどの報告では、共同募金委員会の審査委員会で中身を決めていくのだという話がありました。市は、直接この中に入っていないのかもしれませんが、共同募金委員会で今後どのような方法を考えているのか聞いていませんか。

○（福祉）地域福祉課長

現在、私が聞いておりますのは、今は2,000円なのですが、対象者を絞って2,000円ではなくある程度まとまった金額を渡したいということで、具体的には高齢者を対象としまして年齢をある程度区切った方々に3,000円から1万円の範囲で配布したいということは聞いております。

○川畑委員

年齢を区切るという点ですが、具体的に何歳かというのは聞いていませんか。

○（福祉）地域福祉課長

聞いておりますのは、日本の古くからの慣習であります喜寿、米寿、白寿という77歳、88歳、99歳、それから本年に限っては100歳以上の方に対しても配布をするということで聞いております。

○川畑委員

年齢を区切ってやるということで、その年齢と金額などは聞いていますか。

○（福祉）地域福祉課長

77歳の方が3,000円、88歳の方が5,000円、99歳の方と100歳以上の方には1万円というふう聞いております。

○川畑委員

これは要するに年末募金で集まった中でやるという形ですね。

本年はこれからですから、まだ見通しがはっきりしていないと思うので、恐らく昨年の実績等を加味した上でのことだろうと思うのですが、その額からいけば大体どのぐらいになるのですか。1,000万円近くなるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

過去の状況を見ますと900万円から1,000万円の範囲で、その程度が集まるというふうに試算しているようです。

○川畑委員

私がこのことをしつこく聞くのは、基本的に継続してほしいという前提があるわけです。今までは75歳以上の全員を対象に対して配布したということで、前年と同じ金額で市が400円負担したとすれば、予算でいけば約6,000世帯くらいで、240万円くらいの金額になると思います。240万円となれば、道の補助金を申請していけば、市の負担というのは、実質その半分くらい140万円ぐらいになるのではないかと私は計算したのです。こういう実績から見れば年齢を区切った場合と市が負担する額が大幅に増えるということではなく、金額的にも大した変わらないだろうと思います。そういうことで、ぜひ検討してほしいというのが前提です。

もう一つ質問したいのですが、敬老祝い金というのがありますが、これはいつから始まって、どのような経過で現在は実施をしていないのですか。これまでの小樽市の負担分についても教えていただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

敬老祝い金についてでございますけれども、これは歴史が古く昭和46年から始まっておりまして、当初は1人当たり3,000円の現金を85歳以上の高齢者の方全員にお配りしていたものであります。手元の資料が平成元年以降のものしかありませんので元年以降の状況で説明しますが、当初3,000円だったものがだんだん増額になっておりまして、平成8年の時点で7,000円ということで、対象は同じように85歳以上の方ということで、元年から8年を平均しますと約1,700万円の予算となっております。

高齢者の数が増加傾向にあるということで、平成9年度からは年齢を区切って支給をしております。その内訳を申し上げますと、85歳で7,000円、90歳で1万円、95歳で2万円、100歳で3万円というふうに5歳刻みで支給をし

ておりまして、平成 9 年から 15 年まで支給をしていた経過でございます。

平成 15 年に全庁的に財政再建がもう待たないという状況の中で、全庁的に事務事業を見直した経過がございまして、敬老祝い金についても今後の高齢者の増加を見たときに事業の継続はちょっと厳しいのではないかということで、平成 15 年度をもって廃止をしております、そのかわりに高齢者祝賀会というものを敬老の日に行っておりますけれども、この内容の充実を図ったということでございます。

○川畑委員

先ほど、ふれあい見舞金は年齢を区切って配布するというを確認しましたが、敬老祝い金とは本来的に趣旨が違うのではないかと思います。ふれあい見舞金の本来の趣旨は低所得者世帯の冬期支援制度であると私はとらえているのです。ですから、そういう点で敬老祝い金とは基本的に違って、市として役割を果たすべき福祉を切り捨ててきたのではないかと思うのです。

例えば、平成 15 年に敬老祝い金を廃止した理由についても財政再建がうんぬんという答弁でしたが、そういう点では、財政を問題にしてそういう福祉をどんどん切り捨ててきたということではないのかというふうに思います。その辺についての市長の見解をお聞きしたいと思います。

○市長

川畑委員の質問にお答えしますが、まず一つに、ふれあい見舞金と福祉灯油というものの違いは、御理解いただいているのだらうと思います。

ふれあい見舞金につきましては、平成 20 年度から社会福祉協議会と共同募金会の事業として進めてきたところがあります。ただ、22 年度までは社会福祉協議会が財政的に厳しいということでしたので、市といたしましては 1 世帯 400 円を負担して、結果としては共同のような形でありますけれども、事業としては 19 年度までで市としては終わっている状況にあります。

しかし、福祉灯油については、これはあくまでも市の単独事業でございますので、こちらについてはやはり低所得者世帯への冬期支援ということについて、必要なときには手を差し伸べるといいますか、事業として進めるべきだろうと、このように思っているところでございます。ですから、先ほど担当からも答弁いたしましたけれども、福祉灯油につきましては今後の灯油価格の状況を見ながら、市としては対処していきたいというふうに思っております。

ふれあい見舞金のことにつきましては、社会福祉協議会と共同募金会でいろいろと検討されているということでございますので、それはそちらにお任せしたいと、私としてはこのように思っております。

くどいですがけれども、低所得者世帯への冬期間の支援として必要なことについては、市としてはきちんと対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○川畑委員

ふれあい見舞金については、最低でも従来の配布額を下回らないようにしてもらいたいと思っております。市と社会福祉協議会の事業とすとか、市の福祉灯油の制度として毎年最低支給額を実施する、そして灯油の価格騰貴時には上乗せをするということなどをして、低所得者の皆さんへの支援を縮小したり廃止したりということはやめさせていただくように求めていきたいということを申し上げて、この質問については終わります。

◎銭函保育所改築年次の延期について

次に、銭函保育所改築年次の延期について質問させていただきます。

桂岡幼稚園で認定こども園を開設することなのですが、認定こども園にはいろいろな形式があるように聞いています。どのような形式になるかお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

桂岡幼稚園が、現在、認定こども園として予定している形式タイプですがけれども、幼稚園についても保育所につ

いても認可を受ける幼保連携型というふう聞いてございます。

○川畑委員

桂岡幼稚園は幼稚園ですから、保育所の認可も受けるということになるのでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

今までの会議録を見ましたら、平成22年12月14日の厚生常任委員会では、銭函保育所の改築の目標年度を早めて24年度とし、銭函地区における子育て支援事業の開始を早めるとなっておりましたが、桂岡幼稚園から認定こども園の開設についての通知をいつごろ受けたのか、その辺をお聞きします。

○(福祉) 子育て支援課長

通知というか、具体的な形で計画が示されたのは、本年9月でございます。

○川畑委員

昨年の厚生常任委員会の段階では、そういう話には至っていなかったということですね。

本日の報告では、桂岡幼稚園が平成24年秋をめどに認定こども園を開設して、160人の定員を200人に拡大することですが、民間事業者の運営の内容ではありますけれども、現在の入所児童数と定員に対する割合がどのようになっているのかお知らせください。

○(福祉) 子育て支援課長

現在の定員と入所児童数ですけれども、11月16日に確認しましたところ、定員は160名、入園している子供は146名、入所率にすると91.25パーセントになっています。

○川畑委員

幼稚園としては、かなり高い入所率ではないのかと思います。

保育所部分55人ということで、幼稚園部分は160人定員から145人ということで15人減るわけですが、保育所部分は55人になっていますけれども、その内訳はそれぞれ何人になっているのか、認定こども園の考え方についてお知らせください。

○(福祉) 子育て支援課長

保育所部分の定員である55名の内訳ですけれども、歳児別に定員を求めておまして、0歳児につきましては5名、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児につきましてはそれぞれ10名ずつということで合計55名と聞いてございます。

○川畑委員

現在、幼稚園でも延長事業として夕方まで園児を見ているようですが、桂岡幼稚園の実態はどうなっているのか。そして今後の保育事業もあわせて行うための見通しがあるのかどうか、その辺はどのように考えているかお聞きかせください。

○(福祉) 子育て支援課長

桂岡幼稚園におきましても、現在、幼稚園児に対する延長保育を実施してございます。

今後、認定こども園になった場合ということなのですが、その場合においても要請があれば延長保育はしたいというふう聞いてございます。

○川畑委員

現状で延長保育をしている児童数がどのくらいいるのかはわかりますか。

○(福祉) 子育て支援課長

実態として延長保育をやっているというのは聞いているのですが、何名の児童かというのは、把握してございません。

○川畑委員

認定こども園の建設に当たって、補助金の制度があるように聞いています。その補助金の仕組み等についてお示しいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

補助金の仕組みというのは、細かく言うと大変な作業になるのですが、現在、道で安心こども基金を持っていて、この中に保育所緊急整備事業という部分と認定こども園整備事業ということで、いわゆる施設の改築等に関して補助するという事業がございます。この部分について、市が道に対して申請をして補助を受けるという形になります。

○川畑委員

事業主としては、割合としてどの程度の負担するのか。具体的な金額はつかんでいないと思うのですが、わかりますか。

○（福祉）子育て支援課長

事業主負担の部分なのですが、先ほどの保育所緊急整備事業にかかわる部分、認定こども園の建物は一つなのですが、幼稚園部分と保育所部分という二つの機能を持つことになりますので、それぞれの機能に合わせて案分をして補助申請をすることになります。保育所部分については、先ほどの保育所緊急整備事業の部分で、自己負担分というのは10分の2、20パーセントになります。認定こども園の整備事業につきましては、4分の1、25パーセントが事業主の負担になります。

○川畑委員

銭函地区には認可外保育施設もあると聞いていますが、認定こども園を開設することによって認可外保育施設も相当な影響を受けるのではないかと考えています。その点についてはどのようにとらえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

銭函地区には認可外保育施設が1か所ございます。現在、入所は30名程度というふうに聞いてございます。

今回、認定こども園が開設されることによって影響がどの程度あるのかというのはちょっと読めないのですが、影響が全くないということにはならないというふうには考えてございます。

○川畑委員

いざ認定こども園ができたとなると恐らく影響を受けるのではないかと心配をしています。

銭函保育所の実態について、保育所の規模・配置に関する計画によると、平成23年度をめどに0歳児を増やして年長組を減らすという定員の見直しとなっているのですが、そのような中でも0歳児は12名の定員いっぱいになるのが現状ではないかと思うのです。いろいろ聞いた中で、保育所の入所状況については高い入所率となっているということもありました。

このような状況にあるにもかかわらず、今回、当初平成25年度に計画していた銭函保育所の開設を2年遅らせて27年度に変更したいという理由をもう一度教えてもらいたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

2年遅らせた理由ですが、認定こども園の保育所部分については55名の定員ということで建設を予定してございます。現在、市立銭函保育所につきましては、定員が110名、11月1日現在で104名の入所でございます。この部分において今は110名の定員で104名の入所ですが、認定こども園が開設されますと銭函地区の定員が165名になり、現在の1.5倍になることが想定されるわけです。その中で、新たな55人という部分について、銭函地区で新たな需要が生じるのかどうかということについては、非常に疑問のあるというふうに考えています。

ですから、現在110名の定員が1.5倍になったときに銭函地区の子供がどちらの保育園に行くのかということや、あるいは新たな掘り起こしの中で165名という需要が出てくるのか。その辺のところ非常に読めない状況であると

考えております。

ですから、実際に認定こども園が開設された後の保育需要を見る必要があるのではないかと考えておきまして、その結果、認定こども園の開設予定である平成24年秋以降、半年程度は保育の状況把握をさせていただいて、それ以降に建設を始めるということになれば、最短で2年間の延長になってしまうということでございます。

○川畑委員

要するに保育需要の動向を見ていきたいということで、確かに需要動向の把握は必要だと思いますが、認定こども園が開設するまで把握できないというものではないと思うのです。先ほども言ったように、銭函保育所は相当高い入所率なので、現在の状況を踏まえて見込みを立てて、必要ならば定員を見直して予定どおり平成25年7月に銭函保育所を建てるべきではないかと思えます。

また、保育所の規模・配置に関する計画には、財政が厳しい状況にある中で市立保育所の規模や配置を見直す必要があるというふうに書かれているわけですが、小樽市としては公立保育所の廃止だとか縮小を、今回の認定こども園の建設を機に進めようとしているのではないかと心配しているのですが、その辺についての考え方を聞かせてもらえますか。

○福祉部長

川畑委員の御質問にもございましたけれども、一つ目に、認定こども園ができた後の保育需要を、我々としては一定程度見た上で新しい銭函保育所はどういう規模がいいのかというのを定めていきたい。それによって若干でも定員が動くようなことがあれば、特に歳児別の人数なども動いてくる可能性がありますので、それぞれの部屋の大きさだとか細かいところも含めて変わり得る可能性があります。それを見定めて銭函保育所の規模を決めていきたいということで、どうしても2年程度の遅れというのは避けられないというふうに考えております。

もう一つですけれども、保育所の規模・配置に関する計画書との関係ですけれども、あくまでも公立保育所というのは、市内の保育所における定員の調整弁の役割を果たしていくというのが一つございます。そういう意味でも、今回、民間の認定こども園の保育所部分55名と出ていますので、調整弁として考えていくためには、保育需要を見ていく必要があるということ。それから、あくまでも市として、公立保育所を減らして民間の認定こども園を増やしていくといった直接的な考えは持ち合わせておりません。

○川畑委員

この件の市から出ている規模・配置に関する計画書で読んでいますと、少子化がだんだん進んでいくと、だから保育所もそういった意味では縮小傾向にしていくというふうに感じ取れるのです。ただ、そういうことではなくて、小樽市の人口全体が減るという状況を解決するためには、子供を増やす必要性もあるだろうと思うのです。だから、そういう点での政策をきちんとやっていくことが必要だろうというふうに思うのです。

ですから、今回のように、認定こども園をつくることによって、それに合わせて様子を見ながら保育所の定員を減らすというのではなくて、計画どおり保育所を建てて、そして子供をたくさんつくれるような体制をつくり援助していくことが必要ではないかと私は考えます。そのことについて市長の考え方を聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○市長

今、部長からも答弁いたしましたとおりであります。

それで、私自身の選挙の公約にも書いてありますけれども、やはり私立の幼稚園あるいは保育所といったことについても積極的に対応していきたいというお話をさせていただきました。

少子化の話でありますけれども、10月31日までの出生数が560人ぐらいになっております。平成22年度は740人ですから、これを12で割りますと一月当たり61人になります。そうすると、本年も11月、12月の2か月しかありませんから、昨年よりも低いペースですが、仮に昨年と同じように一月60人、60人ずつ120人でも、恐らくは700人を切

って670人とか680人という世界なのかというふうに思っております。これも私としては、大変大きな問題として考えております。そのためには、やはり産業をもう少し活発化し、雇用の問題を含めて、そして子供のつくれるような環境をつくっていくことも大事だというふうに思っております。

それで、本件の御質問でありますけれども、やはり今、桂岡幼稚園が認定こども園を開設するというお話がありました。私としても銭函保育所の問題につきましては、就任早々から何とか計画どおりいくようにと動いておりましたけれども、9月に入ってからこの問題が出てきたわけでありますので、何とかこの問題はこの問題としてひとつ取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。そういった中で、定員の問題、子供の数の問題、こういったことについてやはりしっかりとした取組をしていかなければいけないだろうというふうに思っております。銭函保育所をつくるにしても、それなりの建設費がかかるわけですから、そういった状況と規模の問題であるとか定数の問題であるとか、そういったことをトータル的に判断して建設を進めていきたい、このように思っているところでございます。

○川畑委員

私どもとしては、当初の計画どおり進めていくべきではないかと改めて主張させていただきます。

報告では、保育所改築の延期によって子育て支援センターが開設できなくても保育士の配置はしていくというくだけりがありました。どれぐらいの仕事量とその事業を見込んでいるのか、人員配置なども含めてお知らせいただきたいと思えます。

○（福祉）子育て支援課長

子育て支援センター業務でございますけれども、私どもとしても、認定こども園の計画が示されたのは9月ということで、ちょっと慌ただしい中でこういう形の提案をさせていただきました。

桂岡地区、銭函地区においては、既にボランティアとして子育て支援等をやっている方がいらっしゃるのので、我々としては、センターの建設と同時にそういう事業等を引き継いで進めていきたいと考えていたのです。しかし、子育て支援センターの建物自体についても、2年遅れるという状況になりましたので、今後はボランティアを含めてどのような形で事業ができるのか、場所の問題も含めてトータルに考えて進めていかなければいけないというふうに考えております。

ですから、現在のところ、どのぐらいの事業量でどのぐらいの事業、あるいはどのようなことができるのかということについてはお答えできませんけれども、今後につきましては、地元のボランティア等々を含めて、どこまですることができるのか最大限にいろいろな話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

そのやり方については理解できましたけれども、人員配置などについては今から考えていますか。

○（福祉）子育て支援課長

現在、子育て支援センターということで奥沢と赤岩に既に2か所あるのですけれども、そこについては保育士を2名、配置してございます。ですから、銭函におきましても同様に配置したいというふうに考えてございます。

○川畑委員

実は、厚生常任委員会で平成21年度に幼保一体化の認定こども園を視察してきているのです。私は当時議員でなかったので行っておりませんが、その報告によれば、幼稚園と保育所の違いによって登園の時間だとか、あるいは運動会などの大きな行事のやり方や日程の問題、たくさんの保護者に来ていただく幼稚園の単独行事で保育時間に支障が起きるとか、いろいろな問題があるということや所管官庁の違いも加わって大変な状況なのだという報告は聞いております。

ですから、今回の認定こども園も果たして順調に運営ができるのかという課題が大きいのではないかとこのように思うのです。保育部門の受入れが成功しないときには、逆に銭函保育所への入所希望がぐっと大きくなるという

ことも考えられるのではないかと思います。その辺の対応についてはどのように考えておられるのか、お示しいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

認定子ども園そのものの制度はちょっと置いておきまして、その形態として運営する側に問題が生じてきているということは聞いてございます。今回、桂岡幼稚園の建設する認定子ども園において同様の問題が生じるかどうかというのは、今後の運営を見ていかなければいけないのだろうというふうにも考えております。

また、御質問の後段にありましたとおり、もしそういう状況がうまくいかない場合については、銭函保育所への入所希望ということもございますけれども、結局こういうところも含めて認定子ども園が開設されて、それ以降、一定程度の保育ニーズを確認したいということで2年間の延期を決めたということになりますので、そこら辺を含めて、あくまでも状況を確認したいということで今回の御提案を差し上げているということで御理解をいただきたいと思います。

○川畑委員

今の答弁をいただいても、私どもとしては、当初計画した保育所の開設を早めていくべきではないかというふうに思いますので、このことを申し添えて、私の質問を終わります。

時間がありませんので、夜間救急センターの関係については、私も反対する立場でありませんから、質問は中止したいと思います。

○委員長

共産党の質問を終結いたします。

市長、副市長が退席されますので、少々お待ちください。

公明党の質問に移します。

○齊藤（陽）委員

◎福祉灯油について

まず、福祉灯油について伺います。

ふれあい見舞金との事業の分担といった整理については、むしろ遅きに失したといえますか、例外的に2年やったわけですが、本来の姿ということで非常にわかりやすい整理が果たしたのではないかとこのように思います。

福祉灯油についてですが、先ほどの共産党からの質問にもありましたけれども、現状の灯油価格は、10月頭ぐらいにはいったん値下げの動きもあって下がりかけたのですが、このところのヨーロッパのいろいろな経済不安等で、実需というよりは投機的なマネーが原油の市場にどんどん流れ込むということもあり、国内でも灯油が上がるのではないかとこのことです。実際にちょっとインターネット等で調べましたら、コープさっぽろ関係の灯油の販売情報では、11月15日の御案内ということで、11月21日給油分より現行価格から4円の値上げさせていただきます。10月1日にいったん値下げをしたのだけれども、10月中旬以降、再び原油価格が上昇しています。そのため、円高にもかかわらず国内石油製品卸価格は上昇しています。特に需要期に入り灯油価格が大幅に値上がりしており、約1か月間で卸価格が5円程度の値上がりになっている。暖房シーズンに入り灯油使用量も増える中、まことに申しわけないけれども全道一律に4円の値上げを11月21日から行うといった案内が出ているような状況で、これからも灯油の価格については上がる可能性が非常に高いのではないかとこのことを感じるのですが、市としての見通しといえますか、どのようにお考えか伺っておきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

委員のおっしゃいますとおり、最近の価格は10月でいったん下がりましたが、11月で若干値上げ、それから今月中にもまたさらに値上げということで値上げ傾向にあるというふうには認識しております。11月、12月にか

けて価格がどのように動くのか、あるいは他市の状況、あるいはそれを受けての国、道なりの財政支援措置、それから本市の財政状況を総合的に勘案して検討してまいりたいというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

共産党提出の資料を見せていただいても、本年11月は84円80銭で、福祉灯油が実施された平成19年11月は85円70銭ですから、かなりこれに迫るところまで近づいているわけです。非常に危険ラインに近づきつつありますので、ぜひこういったところをしっかりと見て機敏な対応をしていただいて、市民の生活を守るということで、必要があれば、ぜひ動いていただきたいというふうに思います。

○（福祉）地域福祉課長

灯油の価格を注視して、先ほど申し上げたいろいろな諸状況も勘案しながら、きちんとした対応をとってまいりたいというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

◎銭函保育所改築年次の延期について

次に、銭函保育所の改築の関係について伺います。

まず、第3回定例会までの議論では、銭函保育所改築は平成24年度に工事を行って25年7月くらいまでには開設を目指すというように伺っておりました。それが、先ほど慌ただしいという表現もあったのですが、9月に学校法人小樽桂岡学園での認定こども園の開設という動きによりまして、急速といいますか、平成27年度まで延期をせざるを得ないといった流れになってきているとのことでした。

第3回定例会までの議論を踏まえた中で、正直に言って直後なものですから、我々も若干、唐突といいますか、それから延期幅が2年ということで、かなり大幅に延期しなければならないという率直な印象を受けたわけです。この辺の経緯について、なるべく重複しないような形で説明をお願いしたいと思います。

○福祉部長

今回の桂岡学園の経過なのですが、最近の動きは確かに慌ただしい形になってはいますが、古くは平成21年、22年ころから市内のいろいろな幼稚園の将来の方向性を探る動きとして出てきているのです。幼稚園を経営する方にとって、今、桂岡幼稚園は結構入所率が高いのですが、市内では70パーセントを切っているような状態だと聞いておまして、幼稚園としては将来の方向性を探っていた中で、政府の子ども・子育て新システムで認定こども園、幼稚園、保育所の方向性がいろいろと議論され始めたのがそのころなのです。

それで、国の考え方はどうなのかということで、市内の各幼稚園から私どもに問い合わせがありました。その一つに桂岡幼稚園もあったのですが、昨年6月ころに桂岡幼稚園から、正式な段階ではないけれども認定こども園のようなものを開設したいという考えは示されておりました。その段階では、時期としては来年か再来年くらいということをおっしゃっておりまして、しかしながら一方で、その補助の財源となります北海道の安心こども基金が当時は22年度で終わるとされておりまして、そのあたりで議論はもうすっかりとまっています。私どもとしても方向性は見えないということでありました。

なおかつ、年明けの本年1月ぐらいでしょうか、政府の子ども・子育て新システムについての議論の方向性がいったんストップして、関連法案の提出が当初は本年3月末だったのが6月以降に先延ばしになったという報道があって、その時点でさらに先行きがわからなくなってしまったという経過があります。桂岡幼稚園もそのことを、私どもも話し合いをしておりまして、そういった状況は十分理解をされていたのです。

その後、本年6月になりまして、桂岡幼稚園としては、国の方向は相変わらず見えないけれども、安心こども基金を使って認定こども園を開設したいというお話がございました。それに対して、私どもとしては相変わらず国の方向性が見えない、認定こども園という制度自体がどうなるかわからないという状況で、何とも言えないというところでした。それで、いずれにしても、安心こども基金のことも、認定こども園のいろいろな計画のことも含めて、

北海道に御相談したらいかがでしょうかというお話をしております。恐らく先方は、その後、北海道ともいろいろと話し合いをされていたのではないかと思います。

ちょっと話はそれますけれども、安心こども基金がその時点で23年度に延びてはいたのですけれども、その年度のいわゆる各自治体の計画については、年度開始前に北海道から照会が来ております。当然、私どもとしては、その年度に安心こども基金を使って何かの計画をされるかどうかというのは全くわからないものですから、あえて手を挙げていないと。唯一そのときは、たしか今年度事業をしております新光保育園の案件については手を挙げていたと思うのですけれども、それにとどめていた状態でした。そういった年度当初の安心こども基金の所要額見込みの機会を逸したものについて、これまでの流れとして北海道では年度途中の希望があったとしても保証はできませんが、もし、予算がたまたま余ってれば使えるかもしれませんということでしたものですから、我々も23年度の安心こども基金については全く見通しをつかんでいませんでした。そのような中で9月になりまして、先ほどの当初の話になりますけれども、桂岡学園が安心こども基金を使えるようになりましたということで、私どもにお話がありました。北海道から私どもには特段その件での連絡はなかったものですから、その後、後志総合振興局や北海道にいろいろと照会をしましたら、実質的に安心こども基金を使うことは可能だという状態だというのがわかりましたので、10月中旬以降、庁内でさまざまな検討会議を開きまして、今回のような方向性を決めたという経過でございます。

○齊藤（陽）委員

国の施策が非常に問題だというのはそのとおりで、認定こども園そのもの、あるいはその制度がどうなるかということすらちょっと見えないということがあるわけですから、確かに大変な状況だとは思いますが。

ただ、そういう状況であればあるほど、全体の保育所の計画あるいは銭函保育所の改築ということが喫緊の課題になっていて、議会でも議論されている最中のお話ですので、小樽桂岡学園のそういったいろいろな計画について、今御答弁があったように事前にいろいろと把握されて話し合いなども持たれていたのであれば、なぜ直前の9月になるまでわからなかったのか。事前にある程度把握して、それを考慮した市の取り組み方というか調整もできたのではないかとということで、結果論からいえば非常に残念だと思うのですけれども、そういった部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長

やはり、その当時の流れを見ますと、桂岡学園の計画が前に進めるかどうかという確たる制度というものが、私たちは全く認識できていなかった状態です。

繰り返しになりますけれども、それは道の補助を使える当てがそのときは私たちも全く承知しておりませんでしたし、そういったことも含めて市の保育所の計画にそれを何か反映させるとか、あるいは一緒に議論するような段階ではなかったということだけ申し上げたいと思います。

○齊藤（陽）委員

その点は、ちょっと市の担当には酷な言い方になるのかもしれませんが、非常に残念としか言いようがない。もう一步踏み込んだ調整といいますか、話し合いがあればというふうには思います。

それで、保育の定員等の動向を見定めるということで平成27年に延期をされることになるわけですが、先ほど共産党からの質問にもありましたけれども、認定こども園の開設が済んでそれが動き出してみないと、そういった保育の動向、人数、定員等についてはわからないという話ですが、事前のいろいろな推計とか需要調査といいますか、どういう保育需要がどういった地域にあるのかということはある程度調査も可能でしょうし、推計することで前倒して改築計画を練り直すということは、事前に可能なのではないかと思います。動き出してみないとわからないのだという、その一点張りというのもちょっと残念ですし、それももう一步、何とかならないのかと。素人が何を言うのだということかもしれないのですが、本当に常識的にはそのような思いを抱かざるを得ないとい

う状況なのですけれども、この点についてはいかがですか。

○福祉部長

我々の持っている今のデータといいますのは、市長も答弁しておりましたけれども、市内の出生数が減少しているということが、ひとつ事実でございます。

地域的に見た場合には、たまたまといいたまいますか、全市的にかなり減少する中で、銭函地域における就学前の子供の減少数は比較的小さいという傾向があるようです。

それから、子育てプラン後期計画を策定したときの事前のニーズ調査等でも、今後も子供の数は減っていきませんが、その中でも低年齢児、ゼロから2歳児、3歳未満児の保育需要は相当上がるだろうという方向性が示されておりますので、そういうデータはあるのですけれども、それをもって銭函保育所の改築の定員を現在の110人のままいくとか、あるいはこれだけ減らせば何とかなるだろうというような、そこまでの見極めは非常に難しいのです。

結果的にそれがずれてしまったときに、なぜそういう形で進めたのかということにもなりかねないこともあろうかと思えます。いずれにしても、認定こども園が来年の秋ごろに開設されて、ふたをあけて見てといいたまいますか、たぶんその保育の内容もあれば、建物の見た感じとか、そのときの保護者の状況とか、いろいろな要素が加味されてくると思いますので、やはり開設後の一定期間の状況を見ていく必要があるというふうに判断したところでございます。

○斉藤（陽）委員

定員の細部といいますか、110人なのか105人なのか100人なのかといったところまでの精密な推計というのは当然難しいと思うのです。しかし、ある一定の幅を持って保育所の設計の中で、保育所部分と子育て支援センターのスペースをフレキシブルな形といいますか、両方に振り向けられるような設計にしておいて、弾力的にその部屋をうまく使うという設計の仕方をすれば、箱物をつくっておいて動き出している、運営する中で動向によって変動を吸収していくということが可能ではないのかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長

委員がおっしゃいますように、最近の新しい保育所の中には、そうした移動式の壁を設けてフレキシブルに使えるような保育所もございます。平成21年にできたあおぞら保育園も一部そういった仕組みを取り入れていると思えますけれども、そうはいいまして今回の計画されている認定こども園の保育所の定員が55人ですので、110人と55人でいろいろと議論はありますし、これはわかりませんが、もしかすると55人の分がまともに影響を受ける可能性も否定できなくて、うそか本当かというのはわかりませんが、絶対ないとも言いきれないものがないのです。要するに、そこまでの可能性は低いのでしょうかけれども、そういった幅がある中で動く可能性があるときに、なかなか余裕を持った形で多少柔軟な形でといいたまいますが、そういった形で進めるのは非常に難しいのではないかと思います。

もう一つは、銭函保育所もこれまでは現在地で建替える考えでいますけれども、その現在地のスペースが特に潤沢な面積があるわけではなくて、設計が非常に厳しい中で進めなければならないだろうと言われております。その保育需要によっては、そのまま110人でいくということもありますけれども、もし、本当に若干でも減る、あるいは冒頭私も答弁しましたが、年齢別の定員もいろいろと動く可能性がありますので、そうなると部屋の大きさも微妙に変わりますし、部屋の大きさがちょっと変わりますと部屋の組合せも若干変わってきて、結局、建物全体の平面设计が変わってくる可能性が多々あります。そうなるといういろいろな面への影響はやはりあるのではないかと思います。ということも考えて、繰り返しの答弁になりますけれども、様子を見ていく必要があるのではないかと思います。

また、子育て支援センターのスペースも、もし保育所が少し小さくなれば子育て支援センターのスペースをどうするかという議論もあり、今の段階でまだもとのものがないものですから、そのような中で想定した話もなかなかできにくいということもありますので、私の説明も限界があるということを御了解いただければと思います。

○齊藤（陽）委員

銭函保育所の改築は、ある意味、市民といいますか特に銭函地域の人にとっては悲願と言ってもいいぐらいの部分だったわけですが、それがあつという間に 2 年後ろに行ってしまったという感じなのです。その分、桂岡学園に認定こども園ができるからいいのではないかという考え方もあるかもしれないのですけれども、市の仕事として、その部分についてはできる限り工夫をして、延期になる期間を極力小さくするという努力をお願いしたいのです。工事そのものは遅れるにしても、その設計を前段階で早めに前倒してできないかだとか、予算づけを早めに段取るとか、何らかのいろいろな工夫によって銭函保育所の改築は確実にスタートするのだという何らかのメッセージを市民に送るといことは、市としては最大限努力すべきことではないかと思うのです。実際の開設あるいはその工事がもう難しいというのであれば、ある程度のいろいろなソフト部分の仕事を前倒しするといったことはできないのでしょうか。

○福祉部長

保育所の子供といいますのは、義務教育の学校の子供と違まして、今ここに何人いると、その子供がこちらに何人行けば確実に何人になるというように数字で割り出せないのは御承知かとは思いますが、そういった性格を持つ保育の定員の見方には、非常に難しいことがあるのは重ねて説明させていただきたいと思うのです。その上で来年の秋口に認定こども園ができたとして、それもやはりその年度に生まれた子供が保育所に入るか入らないか、入る場合にはどこに入るかとか、あるいは保育園を転所する子供がいるのかどうか、それと切りのいい平成 25 年 4 月 1 日の入所状況がどうなっているのかを見極めていきたいのです。そうしますと、例えば 25 年のどこかの定例会で、実施設計や基本設計などの設計の委託料を補正予算で上げていきますと、それで仮園舎を建てていくといった作業を計算してみますと、やはり 26 年度の最後ぐらいにならないとでき上がらないということで、オープンが 27 年 4 月ころになるだろうということとして、それを早めるとなりますと、どうしても保育需要を見極める期間に影響が出てくるのではないかと、こういうふうと考えております。

○齊藤（陽）委員

確かに、工事が始まるのは平成 26 年度に入ってからなのでしょうけれども、設計など、その他のそういった準備的な作業というのは 25 年度の当初と言う予定を、できれば 24 年度中、3 月ぐらいに前倒して持ってくる、そこからスタートするというのもできないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

認定こども園が平成 24 年 9 月以降開設されるのです。それから半年程度の平成 25 年 4 月の状況を見てということで、規模を決定するとすれば 25 年の第 2 回定例会か第 3 回定例会、早くて第 2 回定例会に実施設計等の議案というか予算を出せば、それが最短かというふうに考えているところです。

○齊藤（陽）委員

設計の前倒しはできないということで、確かに予算という形では平成 25 年第 2 回定例会になるのかもしれないのですが、市として銭函保育所についての計画や作業のスタートみたいな何らかの部分で 24 年度の後半あたりに具体的な取組として、実際に設計は委託というか、そういう発注作業があるのでしょうかから設計までいかないのですけれども、設計に至る前にいろいろと取り組むことはあるでしょうから、銭函保育所のいろいろな計画を練る作業を前倒しで取りかかることは難しいのでしょうか。当然、そういったことが 24 年度に区切りを持ってスタートすることは、全然ないのですか。

○福祉部長

私どもとしては、たぶんそれが難しいので、このような計画になったとしか今は言いようがないところでございます。どうしても保育需要を見てからの作業となりまして、順番としてそれを先にしたとしても結局その間の作業が何か、手戻りになるかどうかわかりませんが、そういった可能性を秘めた動きをするわけにはいかないと

いうふうに考えているところでございます。

○委員長

公明党の質問を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎銭函保育所改築年次の延期と桂岡幼稚園が開設する認定こども園について

最初に、本年の第3回定例会で銭函保育所の改築、開設について、議論をして了解した部分がありますので、それがもう一度どういう内容だったのかをお聞かせください。

○福祉部長

第3回定例会の厚生常任委員会で斎藤博行委員から御質問がありまして、私どもの答弁としては、第4回定例会に銭函保育所の実施設計委託料等を計上したいと考えているということ、それから供用開始は平成25年度末ころまでにと考えているという答弁を差し上げております。

○斎藤（博）委員

結局、9月中旬の厚生常任委員会での答弁として、小樽市がそういう考え方でいたことは皆さんも言っているの、うそではないと思うわけなのです。それが11月4日には計画を変更するという報告があったわけですが、その中で、どうしてこういうことになったのかという話は何回か聞いていますが、桂岡幼稚園の話が横から入ってきた経過について、時系列的にもう一度教えていただきたいと思います。

○福祉部長

基本的に同じような答弁になりますけれども、平成21年度から22年度にかけて市内の複数の幼稚園で、認定こども園なども視野に入れた幼稚園の将来についていろいろと見通しを立てなければならぬという心配をしていて、私どもにもいろいろと相談がありました。

その中で桂岡幼稚園については、その後22年6月に、正式な段階ではないけれども、来年か再来年あたりに現在地で園舎を建て替え、認定こども園を開設したいという考えを持っているということがお示されました。私どもとしては、その時点で、安心こども基金はもう既に平成22年度限りになっていますということで、いったん話がそこで終わっています。

その後、国の方向性として、23年1月の下旬ごろですけれども、新システムの法案提出が先に延びることになったという報道がありました。これによってまた見通しが全然立たなくなりました。そのころのやりとりは桂岡幼稚園としております。

本年6月に桂岡幼稚園から、国の動向は見えないけれども、安心こども基金を活用して園舎を建て替えて、認定こども園を開設したいというお話がありました。私どもとしては、その時点で国の方向性が見えないという状況でしたので、そういうお話もさせていただいた上で、補助の基となる安心こども基金のことも全く見通しが立っていませんでしたので、北海道と御相談をいただくということで話をさせていただいています。

それで9月になりまして、最初の話ですけれども、北海道から安心こども基金が認められることになったということで、安心こども基金はその時点では23年度まで延びてはいましたけれども、23年度中に着工しないと基金が使えないということでした。私どもとしては、北海道からの連絡は特に来ていなかったもので、後志振興局や北海道にそのあたりの確認をいたしましたら、安心こども基金は使える状態になっていると、我々も確認をいたしましたので、それで庁内で議論を提示しまして、方向性を決めたということでもあります。

○斎藤（博）委員

認定こども園であっても、幼稚園の部分と保育所の部分をあわせ持っているという性格については変わっていないわけなのですが、従来幼稚園だったところが認定こども園になっていくときに、教育委員会とはどのような協議

をされているのですか。少なくとも学習指導要領との整合性を持った運営指針を持たなければならないというふうになっていると思うのですけれども、その辺の確認についてはどのように行っていますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回のこの計画を聞きまして、教育部学校教育課に確認をいたしました。学校教育課では、幼稚園の運営そのものについてはノータッチだということ、それから幼稚園を建設するに当たって補助事業のメニューはないということでございました。認定こども園ということで、幼稚園部分も確かにあわせ持っているのですが、今回の安心こども基金の窓口が道の子ども未来推進局になっていますし、先ほどの保育所緊急整備資金は、後志振興局の子ども未来係で、窓口が2か所に分かれるのですが、いずれも子育て支援課が所管する部門なものですから、今回の補助事業に対しましては、子育て支援課で対応するというので教育委員会とは話をしております。

○齋藤（博）委員

本来ですと、第4回定例会で銭函保育所の実施設計の委託料を予算計上するというお話でした。病院などの場合は、その前に基本設計がありますが、例えば今の銭函保育所で子育て支援センターを併設する場合ということで、基本設計そのものはおおむね終了していたと理解してよろしいですか。

○（福祉）宮本主幹

基本設計につきましては、12月半ばをめどに設計するというので途中の段階でした。

○齋藤（博）委員

もうやめたというのは別にして、もし、やるとしたら当然、基本設計に基づいて実施設計を業務委託したいと出してくるのが普通ですから、例えば第4回定例会に実施設計の予算計上をするためには、その基になる基本設計は少なくとも今くらいの時期にはできていたのだと思うのです。11月頭の段階で基本設計は終わっている予定だったのですか、それともまだ終わっていない予定だったのですか。

○（福祉）宮本主幹

予定としては12月半ばをめどに作業を進めていこうということでやっていたのですけれども、実質的には当初の予定としては11月末ぐらいにおおよそ完成させようということで建設部と話をしていたところでした。

○齋藤（博）委員

次に、桂岡幼稚園のことについてお尋ねいたしますが、幼稚園については厚生常任委員会で議論するはずもないので、初めてなのですけれども、本日は資料の提出をお願いしました。桂岡幼稚園の地域別・歳児別入園者数ということで、11月16日現在の表をいただいておりますけれども、この表について御説明をいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

桂岡幼稚園に通園している子供がどこに住んでいるのかということについて、クラス別にわからないのかということでしたので、桂岡幼稚園にお聞きしてこのような形で報告をいただきました。

まず、見方としては、町名として左側に桂岡町、銭函、張碓町ということで、銭函地区ですと春香町まで、あと新光町あたり、遠いところでは松ヶ枝まであり、札幌市においても40名ほどが桂岡幼稚園に通園しているという実態があるということです。2ページ目には、銭函地区につきまして、年長、年中、年少とそれぞれの園児の数を内訳として載せてございます。

○齋藤（博）委員

桂岡町にあると言っても、銭函地区の幼稚園というイメージなのですけれども、実態としては札幌からも40名の方がいらしていますし、一番遠くは奥沢や松ヶ枝から利用している方がいらっしゃる、こういう非常に広い範囲に在住の子供が桂岡幼稚園を利用しているのが実態だろうと思うのです。どうしてこういうことが成り立っているのかということについて、見解があったらお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

特にそういう件について検討したことはないの見解としては持ち合わせておりませんが、子供が通うという部分では、送迎バスで子供をポイント毎に乗せてくれることが、比較的遠い地区からも通園されている理由なのかというふうには考えております。

○齋藤（博）委員

送迎バスを手稲や朝里で見た、稲穂の近くで見たというお話があるので、こういう努力をされているというふうにするわけなのですが、今度、認定こども園になったときには、保育園を利用する子供についてもバスでの送迎は可能だというふうにお考えになっているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

法律的にどうでしょうか、制度としてだめだという規定はないように考えています。ただ、道内の他市町村、小樽市内の認可保育園についても送迎バスは一切ございませんし、送迎もしてございません。道内の認定こども園につきましても、札幌市立の部分については、幼稚園についても保育園についても送迎はいたしておりません。そのほかのところについても送迎をしていないか、あるいは保育所部分に通園されている子供についての送迎はしていないと聞いています。ですから、小樽市においても、まだこの辺について、法人とも検討してございませんけれども、現時点では同様に進めていきたいというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

次に、保育料についてですが、公立でも民間でも保育料は決められているわけなのですが、幼稚園の場合の利用料については何か法的な決まりはあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

幼稚園の利用料等については、どういう体系なのか、申しわけないのですが押さえてございません。

○齋藤（博）委員

桂岡学園で認定こども園が開設された際の保育部分の保育料は、例えば銭函保育所だとか、ほかの保育所と同じような料金体系というか所得に応じてという、いつも使っているものが適用になるのかどうか確認させてください。

○（福祉）子育て支援課長

基本的には、事業主である桂岡学園で保育料を決めることは可能であります。ただ、道内の認定こども園等を見ましても、その市町村の保育料と同様の形で徴収するというのが多いと聞いています。現在、桂岡学園では小樽市の保育料に合わせるというふうに考えているように聞いてございます。

○福祉部長

たまたま本日の新聞に少し記事が出ていましたけれども、国の新しい保育システムとしては、幼稚園部分も保育所部分も、地方自治体の価格で所得に応じて一律で決めていく方向で考えたいということはお出しておりましたので、参考までにお伝えいたします。

○齋藤（博）委員

次に、桂岡学園の計画が小樽市に出されて、市としてわかりましたということで、道に回していったのだろうかと思うのですが、今回、認定こども園をつくると言って、55人の保育の部分についての内訳は、ゼロ歳が5人で1歳から5歳まではそれぞれ10人、合計55人という計画だとの答弁がありました。もう少し踏み込んで伺いますが、桂岡学園ではどういう試算によりゼロ歳は5人、1から5歳までは10人を定員にするという数字をつくったのかということはお調べになっていますか。

○（福祉）子育て支援課長

桂岡幼稚園に、今回の保育部分の定員について、どういう根拠で55名と算出したのかを確認してございます。これは桂岡幼稚園からお聞きしたのですが、まずは、現在、幼稚園に通っている子供の母親の稼働状況を聞いて

たということです。ほとんどの方については、当然、幼稚園ですので保育所と比べて拘束時間は短く、幼稚園の延長保育を使っても午後 5 時までというのが一般的なものですから、フルタイムでの稼働は難しいですし、幼稚園ですので、当然、夏休み、冬休みという長期休業期間がございます。保育園には当然ないのですが、そういった状況の中で、母親としては本来的にはフルタイムでの稼働をしたいと思っけても、親として保育所ではなくて幼稚園での教育を受けさせたいという中で、幼稚園の時間に合わせる形でフルタイムでの稼働をあきらめてパート稼働をしているという母親が相当数いたということです。

ですから逆に、認定こども園を開設する中で、幼稚園に通っている子供が保育園と同様の時間の保育を受けられるのだとすれば、稼働時間を増やしてフルタイムに近づきたいという保護者の希望があるという状況があったということなのです。ですから、現在は保育に欠ける子ではないので幼稚園に行っているのですが、保育園という受皿があるのなら、子供を預けて自分はより長く働きたいという希望があるということで、桂岡幼稚園が認定こども園になった場合に、子供を保育所部分に移したいという希望が、幼稚園の場合 3 歳以上なのですけれども、それぞれのクラスの中で 10 名近くいたということがあったということなのです。

また、その母親を通じて地域で子育て支援をしているサークルの間であるとか、友人にも同じように話を聞いてもらったところ、やはり幼稚園の通園希望はあっても生活面から就労を優先して保育所に入れているのですが、認定こども園で長時間の保育をしてもらえるのなら、保育所ではなくて幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園に移りたいという希望が何件かあるという状況もあることから、まず 3 歳以上児については 10 名程度の定員は確保できるだろうということで、この辺を設定したということなのです。その 10 名を受け入れるために、当然 3 歳未満児についても相当の枠を用意しておかなければいけないだろうといった中で、3 歳になったときに変わることなく幼稚園の学習ができるということで、事前に年少のときから選択したいという希望もあるだろうという中で、1 歳児、2 歳児については 10 名、ゼロ歳児についても 5 名という受入れ枠が必要ではないかというふうに考えたということで、最終的には 55 名になったというふうに聞いております。

○齋藤（博）委員

銀行からお金を借りる場合には、どういう事業計画を立てますかと普通は言われるわけでして、それなりの根拠がないとお金を貸してくれません。そういう意味では、今、桂岡幼稚園を利用している方の意向調査に基づいて保育部分の 55 人の根拠がつけられているというふうに聞こえるのですけれども、そういう理解でいいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

桂岡幼稚園が 55 名の定員を定めたという部分については、そのとおりと思います。

○齋藤（博）委員

要するに小樽市が銭函保育所の設計を含めて作業を中断した理由は、桂岡幼稚園の動向次第ですという話をされているわけですが、桂岡幼稚園は、自分たちが商売やってお金を借りて動かしていくことを考えたときには、やはり事前に調べるわけです。そういうデータというのが、今おっしゃっているように、桂岡幼稚園は銭函保育所の子供を引っ張ってくるというか、ゼロではないというのは言葉のあやとしては当然あると思うのですけれども、要するに 55 人というのは銭函保育所に大きな影響を与えないような形で考えられているというふうに私は受け止めるわけなのです。

もう一つ言いたいのは、本日の資料の 2 ページ目で、銭函地区から桂岡幼稚園へ行っている 36 人について、銭函 1 丁目、2 丁目、3 丁目の内訳を教えてもらっています。あわせて銭函保育所の地域別の一覧を見ると、桂岡地区の子供が 18 人来ているとか、桂岡の峠をおりると銭函 1 丁目にぶつかるわけなのですけれども、例えば銭函 1 丁目の子供は 12 人います。こういう子供については、地域的な問題として桂岡学園が認定こども園をやったときに一定の影響があるというのは否定できないと思うのです、絶対ないとも言えないし、この 30 人が全部行きますとも言えないわけですから。そういったことを考えていくと、さらに銭函保育所の利用者の実態を見るだけでも、2 年も時

間をかけて子供の動向や桂岡学園の動向を見なければならぬ根拠は極めて薄いと私は思うのです。

繰り返しませんけれども、小樽市の持っているデータなり桂岡学園の事業計画なりを読んでいけば、銭函保育所が受けるであろう影響は、一定程度の予測が可能なのだと思わなければなりません。最大限でいっても、例えばよほどの事情があるかもしれませんが、星野町の方が銭函保育所を通過して桂岡町まで子供を預けに行くかとか、銭函 3 丁目の方が行くということをあえて考えなくても、子供を預けるという毎日の作業を考えたときには極めて合理的に動くわけですから、そういうことを勘案していくと、福祉部で今の桂岡町から銭函保育所に来ている子供の動態、銭函 1 丁目から銭函保育所に来ている子供の実態、さらには桂岡幼稚園が自分たちで事業計画を立てたときの根拠、そういったことをきちんと見ていけば、何もオープン後しばらく時間かけなければ見えてこないとは思われないと思うのですけれども、その辺についていかがですか。

○福祉部長

桂岡学園が計画を立てる際に、確かにほかの保育所から 55 人全部を引っ張ってきますということはないわけですが、一定程度、法人側として確実だと思える数字を基に定員を割り出していると思います。その確実と思えるものにしても、やはりふたをあけてみないとわからないところもありますし、それから、そういったものができれば結果的にほかの保育所で、今、委員もおっしゃいましたけれども、どこに住んでいる方がどう考えられるかというのは、やはりふたをあけてみないとわからない部分もあると思います。その結果、私どもとしては保育需要を見ていくという判断に立っているのです。保育需要を見ていく期間は 2 年間ではなくて、見ていくとすれば 8 か月程度の期間を見ていくということで、2 年というのは完成までの 2 年ですから、認定こども園ができて 8 か月程度の状況を見ていくというのが最低限必要ではないかと考えています。

○斎藤（博）委員

考え方と言えば平行線かもしれませんが、本日、何人かの委員も質問しているように、そこまでの時間が必要なのかという思いが強いわけです。銭函保育所については、本来でしたら、第 4 回定例会に予算計上していただきたいと思いますと思っていたぐらいですけれども、これができないのであれば、新年度予算できちんとやっていくべきだというふうに思います。申しわけないのですけれども、本日の部長をはじめ皆さんの答弁を聞いていても、何か月か待たないと銭函保育所のこととは全く雲をつかむような状態なのだというふうには思えないのです。110 人が 100 人になっていくというぐらいの幅で考えて進めていきたいというふうに言ってくれるほうが、私は福祉部のスタンスとして理解できる部分があるわけです。要するにびたっととめてしまうことについては全く理解できないというわけです。

関連して聞きたいのですけれども、私は 11 月 4 日に福祉部がそういう考え方に立っているのは聞きました。ただ一方で、第 3 回定例会では仮の保育所をつくるために銭函地区での土地のリースについても相談している段階で、本来でしたらそれをいつやるのだという話をさせていただいていまして、その辺についてはどういう扱いになっているのか、今の時点でどうなっているのか、教えていただきたいと思っております。

○福祉部長

仮園舎のことですが、これは、まだ正式な見積りはしておりません。実際にどういう敷地が使えるのかというのを探っていた段階です。敷地はほぼ固まっていたけれども、ここの使用していない古い建物があつたり、大きな木が生えていたりしたものですから、実際にどここの部分を使えるのか、そういうのを土地の所有者といろいろと相談をしていた段階でございます。それを含めて土地が決まれば、仮園舎の大きさなどもある程度見込んでいけるだろうという段階でしたので仮園舎の入札等の行為はしておりません。

○斎藤（博）委員

例えば今回の予定では、実施設計をするような段階に至っていても借りる土地の形状とかが決まっていなかったとおっしゃっているのですか。私は、11 月に小樽市が方針を決めた段階でそういった話を全部御破算にしていくと

ということが行われているのではないかと心配しているのです。それだったら本日、何とかならないのかとやっている議論は全く意味を失うのではないかとこの心配があるのです。それについてもう一回聞きますけれども、例えばその相手方とは、仮の保育所を建てさせてくださいということで、第 3 回定例会の答弁では一定程度話をしているというふうに聞いているわけですが、それは断ったのですか。

○福祉部長

10月中旬から庁内の議論で一定程度の方針を決定して、その後、所有者には事務レベルでいったん状況を説明して話はストップしております。

○斎藤（博）委員

こういう方針になったことについては、銭函保育所で働いている職員や、今、銭函保育所を利用している皆さんに、計画の延期について既にお話しになっているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

銭函保育所を含めて保育所の職員につきましては、一応こういう方向性になったことについては伝達してございます。それから、保護者につきましては、このような御議論を踏まえて保護者への説明会を開催しようということで予定してございます。

○斎藤（博）委員

私がこんなことを言うのは失礼かもしれないですけども、仮に桂岡学園で認定こども園を開設していくことになったにしても、その前段には本日のような議論をして、小樽で初めて認定こども園ができるけれども、小樽の子育て支援策にとってどういう役割があるのか、どういう効果があるのか、それは小樽市が進めてきた保育所の再編計画との兼ね合いでどういうふうに整理していくのかを1回きちんと決めた上で、次に桂岡学園の計画を了解するかしないかという議論をするべきであって、話が全く逆転していると思っているのです。

もう決めたのですと、議論の余地はないのですと、議会がもう少し何とかならないかと一生懸命に言っても、議論の余地はありませんと、土地を借りるところにも延期する意向は話していますし、働いてる人間にもしています。利用者にもそろそろ説明しよう考えているというのは、形式論で言うと議会軽視というか、第 3 回定例会で決めたことについて何の点検もしないまま変えられていくというのは、とてもではないけれども了解できないというのが私の基本的な認識なのです。

先ほど来言っているように、桂岡学園がやることについてはどうこう言う立場にないと譲ったにしても、銭函保育所を延期するという部分については、私たちが何年間もかけて議論して積み上げてきた経過と、2か月前に委員会でも聞いた話を銭函保育所で話ししているわけですが、こういうふうになりましたと。それが簡単にひっくり返っていくのだったら、とてもではないけれども了解できません。私が聞いている感じでは、桂岡幼稚園の仕事をやると決めた瞬間、銭函保育所は完全に放棄されたと思えないのです。動向調査とおっしゃっていますけれども、要は先送りしただけなのです。先送りの理由に子供の動態調査ですという理由をつけていますけれども、先ほど来言っているように、それは時間をかけなくても見極めようと思えば見極められるのです。どこまでいったって子供の動きというのは、はっきりしたものはつかめないのです。

ですから、それを理由にして先送りすることについてはとても了解できないので、本当は第 4 回定例会に実施設計の予算をつけてくるはずだったのですけれども、そういうふうにはなっていないわけですから、本日の委員会での議論を踏まえると、もう決めたのだから議論の余地はありませんというのではなくて、銭函保育所の計画を見直したということについて再検討していただきたいと思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○福祉部長

まず、保育所の入所の状況は、今からある程度見ていけるのではないかとこのことですが、幾つかあるのかもしれませんが、一つには4月1日の状況が大きな判断材料になると思います。これは、これまででもいろいろな

議会議論で質疑を受けてきた中にも、やはり4月1日の入所状況、あるいは3月末の状況とか、あるいは入所率とか、入所待ちの子供の数といったものが議論になっていますので、そこは私たちも今後、認定こども園が開設された後、4月1日をくぐるぐらいのスパンが必要だということで、繰り返し説明はしていますけれども、そういう観点でなければ保育の動向はなかなか把握できない、したがって新しい銭函保育所の規模も固めにくいということで、繰り返しの答弁になります、申し上げているところです。

それから、銭函保育所については老朽化が進んでおります。昨年12月に第4回定例会の議論を経て計画を策定していますけれども、そうしたものの中でも、やはり公立保育所の調整弁の役割といいますか、そういったものは一定示していますので、そういった中で銭函保育所の位置づけというのも、今考えていっているということで御理解いただきたいと思えます。

○斎藤（博）委員

先送りした理由を端的に言うと、定員を110人で進めることにはならなくなったという1点ですね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

簡単に言うと、そういうことですね。だから、その部分の見極めなり政治判断ができると、この話が動くということでしょうか。

○福祉部長

その辺は私からはちょっと申し上げられませんが、とりあえず私としては、庁内の議論では、まずは保育需要を見ていく必要があるということで方針を固めているということでございますので、それ以上のことは申し上げられません。

○斎藤（博）委員

福祉部の段階としては、実施設計する際に、では何人ぐらいの保育所をつくるのですかと言われたときの数をだれにも負けないような数字として入れるためには、2年間ぐらいの時間が必要なのだという考え方ということはおわかりました。オープンして半年ぐらいの時間がなくて数が決まらないから一切とめたのだという理解でよろしいですね。

○福祉部長

そのとおりで、認定こども園の開設後、一定期間、4月1日をくぐって保育所を見ていきたいということでございます。

○斎藤（博）委員

再検討してくれということについては答えられないみたいですので、今後また議論させていただきます。

◎ふれあい見舞金について

次に、ふれあい見舞金について質問をします。

これは、平成21年第4回定例会で結構議論をさせていただいた部分もあるので、改めて確認させていただきます。今回、小樽市がこのような方針を決めたということについて、社会福祉協議会なり共同募金会とはどういう協議をされたのかお知らせいただきたいと思えます。

というのも、本年の共同募金の事業で実際に幾ら集まってくるかは、これからです。それなのに減少ということをおっしゃっているのですけれども、その辺というのは共同募金会から、本年の前半にはいろいろなことがありましたので難しいという意向なり、昨年並みの1,600円はキープできないという意向なりがあって、小樽市としては今のような考えに立ったのかをお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

社会福祉協議会との協議でございますけれども、これは本年始まったことではなく、平成20年度に福祉灯油は市の事業、ふれあい見舞金は社会福祉協議会、共同募金会の事業とすみ分けをした時点から、共同募金の金額は減少

傾向にありました。すみ分けをしたことによって市の手が離れるわけですから、高齢者等の世帯が増えていく中で、募金が減少するという流れを見ると、今後同じような事業を続けていくことは難しいという共通認識は、20年度の時からお互いに持っていて、21年度、22年度と検討はしていたのですけれども、結果として同じような形でやることになり、2,000円も寄附できないという状況で市が特別に補てんした経過がありました。本年も、補てんをすれば3年目になるのですけれども、特例をこのまま続けていくことにはもうならないというお話をさせていただく中で、社会福祉協議会としてもそれを受けて今年度についての方針を固めていったという流れになっております。

○斎藤（博）委員

小銭では失礼だから1,600円に400円を上乗せしてお札にしましょうという議論をしたわけですが、私が心配するのは、共同募金会で1,600円の確保が難しいというのが引き金になって、では1,500円なら500円積むかと、1,300円なら700円積むかという中で小樽市としても断念したということで、つくりとしては、共同募金会の対象者が増えている、それから集まりぐあいを含めて、まず議論の出発は共同募金会が現状維持について極めて難しいといった考え方の中で、小樽市としてもそれを受けて今のように方針の変更になったという理解でよろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

そのとおりでございます。

○斎藤（博）委員

以前に同じ議論をしているのですけれども、小樽市の名前が封筒からなると、社会福祉協議会なり共同募金会が実施する事業に小樽市のデータが使えなくなるのですが、そのことについては共同募金会で了解しているということでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

その辺についてもお伝えしてあります。

○斎藤（博）委員

◎福祉灯油について

次に、福祉灯油についてですけれども、平成20年の議論では、灯油価格が91円80銭の時には6,000円の福祉灯油を支給しているのです。21年度は灯油が66円40銭だったのですが、そのときには支給をしないと小樽市が判断したのです。66円40銭というのは単純に言うと4,300円分なのだから、その分だけでも支給してはどうかと言ったら、小樽市としては91円80銭と66円40銭の間にスイッチを入れる、切るというラインがあるのだという話をされているのです。今、課長に言っても、そのときに答弁した人がいないので気の毒なのですが、そのときに私は、スイッチを入れたり切ったりするときの基準をきちんと示してくれないかと言いました。66円40銭ではスイッチを切ったと決めているのだから、これは間違っていないという立場に立っていますけれども、どこにその線があるのかについては、指摘も理解できるので整理したいという答弁で終わっているわけなのですけれども、その辺について、その後どういう議論されているか、聞いていますか。

○（福祉）地域福祉課長

過去にそういう議論があったということは承知しておりますけれども、幾らになったら福祉灯油を実施するという基準については、今のところ、まだ整理がついておりません。先ほど申し上げましたとおり、道なり国なりの財政支援の状況とかも、また本市の財政状況も見なければなりませんので、単純に価格だけで判断するというふうにはならないとは思っております。

○斎藤（博）委員

平成20年当時から比べると、小樽市の財政も少しは変わったような気はしますが、そのときも、スイッチを入れるか入れないのかという条件のほか、三つぐらいの条件があるのだとのことでしたが、その条件自体は動いてい

ないと理解してよろしいのですか。

○（福祉）地域福祉課長

それは変わっておりません。

○齋藤（博）委員

それは、やはり灯油価格以外にも、いろいろな組合せですから、道がやらなかったらどうするのかとか、いろいろな要素があるかもしれませんが、91円80銭のときには6,000円の支給を断行したというか、道なりから来た分があったにしても、当時の財政状況の中で支給したことを踏まえると、やめるときの議論として、こういうことでやめるのだとあって、逆にこういうふうになったら再起動しますという話をして1回とめている話ですから、その条件が一致していった時点では、改めて福祉灯油の支給について検討してもらいたいと思います。私にしてみれば、自動的に約束どおり支給してほしいというふうを考えるわけなのですけれども、そういうことについてはいかがですか。

○福祉部長

こういった事業については、どうしても法令等に基づく義務的な経費といいましょうか、扶助費に代表されるようなものについてはどうしてもやらなくてはいけないという範疇になりますが、財源が限られておりますので、そうではない自主的なものといった事業はどうしても財源の中でいろいろと考えて進めていかなければならないという制約がありますので、これまではそういった制約の中で、その時々で状況で支給金額なども決めてきていると思います。しないという選択もありましたけれども、灯油単価が一定程度上がった場合には、いろいろな、国、道の財源を得て実施したりしてしまして、先ほど、ふれあい見舞金、社会福祉協議会の事業とのすみ分けを再確認されてきましたけれども、今後については、市長の答弁にもありましたように、市としては灯油価格が一定程度上がった場合には福祉灯油をしていくといった観点で進めていくというのは間違いございません。あとは実際にどういった場合に福祉灯油を支給していくかというのは、先ほど課長が答弁いたしましたように、まだ制度はつくっていません。過去の答弁では検討していくと言っていますが、今年度まだ灯油価格が比較的穏やかにいっていたものですから、まだちょっと作業はしておりません。これからそういったものは進めていくというふうを考えております。制度設定については考えていくというふうに思います。

○齋藤（博）委員

◎夜間急病センターについて

では、最後に夜間急病センターについて伺います。

本日の報告で、新しい夜間急病センターが併設型ではなく独立型でできるということについては、ひとつ落ちついたということでもよかったと思っています。以前の市立病院調査特別委員会か厚生常任委員会のどちらかでは、新しい夜間急病センターにはCTを用意して、自力での診察力といったものを高めていくというお話をいただきました。そうは言いながらも一方で小樽病院が近くなることによって、どうしても小樽病院に負荷がかかるのではないかという話をしました。今の状態で言うと、医療センターでは2次救急をやっているというか、1.5次救急ぐらいから入って入っているの、それなりの体制をとっているかもしれませんが、小樽病院の場合は大変心配なのです。市民の皆さんの安心を考えると強化していきたいけれども、小樽病院の現状を考えると、その辺についての極めて微妙なバランスが必要だと思っています。小樽病院の内科もやっと2次救急の輪番に入ってきて頑張っているところですので、それぞれの医療がよくなってきているとは思っています。

ただ、そういった中で済生会小樽病院が果たしていた役割は、前回の議会でも、なかなかデータに残ってこないというか、紙にはなかなか残らないのだけれども、やはり今の夜間急病センターと済生会はドア一つというか、夏にドアをあけていたらツーカーみたい状態なので、そういった中で済生会小樽病院が果たしていた役割は一定無視できない部分もあると思うのです。保健所としては、この間のその辺の議論について、済生会から言われているの

辺についてどういうふうにお考えになっているのか、お聞かせください。

○保健所長

今の御質問は、今まで済生会小樽病院が夜間急病センターに対してどのような役割を果たしてきたかに対する記録なり確たるものがなくぼわっとした形ではありますが、済生会小樽病院は夜間急病センターに対して一定程度以上の役割を果たしてきたであろうと、それについてはだれも異論を唱えるものではございませんし、私もそう思っています。ただ、具体的にどういう役割を果たしてきたのかということになると、いろいろな医師がいろいろなこととおっしゃいますので、何をもちて真実としていいのか、それから、いつのことなのか、それが全くわからないのです。最近、立て続けに起きていることなのか、昔のことなのか、わからないのです。

それで、私も、実態を把握したいということで、夜間急病センターに残っている記録を集めて、そこから何が見えてくるかということ自分の力で分析をした結果、先ほど申し上げたように、夜間の 2 次救急は 1 人とか 2 人とかゼロとかであったということなのです。実は、一昨年、私どもでデータ分析を始めて、初めてわかった次第でございまして、今まで夜間急病センターから受けている報告の中では、現実がわかる形での御報告はいただいていたというのが現状でございます。それを 2 年間やっているのですが、この間に医師会、若しくは夜間急病センターから、新たな記録をつくり出したとか、データの書き方を変えたとか、日々の記録を新たにつくって現状を提示してきたということは、一つもございません。

ただ、市立病院の役割についての期待を言われるものですから、まあちょっと私がお話ししているかどうか迷うところもございしますが、並木局長も再三にわたって、一体、今、夜間急病センターで何が起きているのか、それを記録したものはないのかという申出があり、ぜひ記録に残してほしいということも昨年来からずっと申し上げているのです。事務の方がパソコン入力をできないということもあったようですが、本年になってから事務の方がかわったとのことで、私どもでこういったエクセルの入力様式はどうなのだろうとか、あるいはフリーな書き方でいいから何か日誌のようなものをつけて、2 次救急に頼もうと思ったからこういうことでできなかったとか、そういった形で済生会小樽病院の医師に来ていただいたとか、何かそういったものはないのでしょうかということ本年に入ってからも再三申し上げているのです。今、少しずつエクセル入力の形に変わってきたという段階でございまして、現在も、例えば今年度に入ってからのどのようなことが起きたのかという夜間急病センター側の記録はございません。

ですが、医師会からは、このたび独立型になったと。独立型になることは本年 1 月に決まっておりますが、それからも当然医師会の医師は御心配だと思えますけれども、それについて、では医師会としてどのような体制を組んで 1 次救急に対応するのか、6 時から 9 時に担当する医師の体制をどのように強化していくのか、あるいは 9 時以降 7 時までの医師の体制など、将来の展望に向けてどのように強化していくのかについては、努力していますというお答えは返ってきていますが詳細はわかりません。

もう一つ、特に独立型となった場合の夜間急病センターの問題としては、1 次救急も 2 次救急にも大きな影響を与えるのが市民の受療行動でございます。つまり、前定例会でも御質問がございましたけれども、いわゆるコンビニ受診と通称されている問題について、小樽の救急の現状が一体どうなっているのか。1 次救急の体制を小樽市内の医療機関、医師がどの程度どのような形で担っているのか。2 次救急の体制を病院側はどのように担っているのか。1 次救急と 2 次救急のすみ分けをしっかりと、お互いが協力体制をとっているのか。診療科目や診療時間の問題、他都市との比較など、いろいろな問題がございます。いまだにこの議論を医師会側から提示されてございません。私どもは一生懸命考えて、データを集めたり、あるいはせめてでできることとして、市民の受療行動のマナーを守っていただくような働きかけを何とか展開できないかということ来年度から考えてはおりますが、1 次救急体制、2 次救急体制の展開については、もう医師会の医師にお任せの状態でございます。医師会が今までもずっと指定管理者でやってきたのだから、自分たちが責任を持って 2 次救急体制も組んでいきたいということなので、

保健所としては口を出さずに結果の御報告いただくのを待っている状態でございます。

そのやさき、小樽病院の近くに夜間急病センターをつくることになったら、小樽病院に済生会小樽病院と同じような役割を持ってもらわないと困るという意見の医師が出てまいりました。私はその医師に対して、救急という問題は小樽病院だけがしょい込めばいいという問題ではないと考えています。これは別に小樽病院をひいきしているという立場ではなく、市内の医療機関の全部、市民の全部を俯瞰して敷衍する、それに対するきちんと見て判断しなければいけない立場にいる私といたしまして、救急問題というのは、小樽市内の全医療機関が協力して、もちろん病院と診療所もお互いに機能をしっかりと担う体制をとり、協力し合う体制とついでいき、かつ市民もきちんとした受療行動をとっていく、この三つが同時に、どこかがしょい込むことなく進んでいくということがないと、どちらについてもひずみが来るものではないかと思っています。この大変な三つの課題を平成25年7月までにどうやったら実現できるのかと大変頭を悩ませておりますが、何と申しましても医師会の動きとして、この2年間で私どもにいろいろと訴えてこられますけれども、ではこうしました、ああしましたというのが全然見えてこない中で大変困難なことになってございます。

それが、私の現状でございまして、医師会の医師の御努力、それから私どもの努力、市民の努力、それらをこれから急ピッチで進めていかないと、だれが考えても一般論として、独立型の夜間急病センターがうまく運営されていくためには、どこかの病院が頑張ればいいという問題ではありませんので、これは大変なことだと認識しております。それがどこまでできるのか、それは本当に私としては大変な問題だと思っておりますので、これから医師会と市民の方々と力を合わせてやっていかなければならないと思います。しかし、今、医療界は最悪の状態にございます、特にこの小樽市においては、日中の医療そのものが大変な状況にございますので、夜間急病センターで今申し上げた理想的な状況がつかれるのかと言われると、私はつくれなくなる可能性もかなり大きいと大変心配しているところでございます。

これからその中で小樽市民の健康を守るためにも、できる限りやろうと思っています。繰り返しになりますが、どこかの病院が全部やれば済むという問題ではないということだけは、はっきり申し上げておきたいと思えます。

○齋藤（博）委員

最後に、医師会なり夜間急病センターの担当なりが、どういう形かは別として、独立型の夜間急病センターが元市立病院看護師宿舎にできることに関して、小樽市に宿題を持たせているとか、要望書を出してその返事を待っている状態ではないと理解しているのですか。

今の状態は、新しい独立型の夜間急病センターを建てる場所の議論よりも、医師会から保健所なり小樽市なり小樽病院に対して、こういうことをちょっと考えてほしいとか、こういう要望について検討してくれないかというような、私たちの世界で言うところの宿題を預けられていて内部で検討しているのではないのですか。所長がおっしゃるようないろいろな情報交換はしているけれども、医師会として小樽市に要望とか検討事項とか宿題といったものを持たされている状態ではないと理解しているのですかということですか。

○保健所長

以前にも申し上げたのですが、医師会の意思とは何であるのかということを見極めるのは大変難しい状況でございまして、例えば医師会長が発言すれば医師会の意思なのか、三役会の決定は医師会の意思なのか、理事会の決定は医師会の意思なのか、どの局面をとっても難しいものがございます。それで、私どもは津田会長にお願いをして、医師会の意思という場合には少なくとも文書にまとめていただいて、その形で提出していただきたいと、そうすればそれを受けて私どもも動けるから、何かあったら文書にまとめてくださいということをこの間ずっとお願いしているところです。

先ほどの経過で紹介いたしました小樽市医師会長から市長あての文書、これが一つ来ております。その前に2月には併設型でなく独立型でということで、2回ほどあります。

それで今回、保健所長あてに津田医師会長から文書が来ておまして、それに保健所長として答えているものがございます。その中に書かれておりましたものをかいつまんで言いますと、先ほど申し上げたような内容ですが、現在の夜間急病センターの運営において小樽病院をめぐってあったことが述べられていることが1点。それから2点目は、小樽病院の近くに建設するのだから、小樽病院に協力を求めたいという趣旨だったと思います。それを読みまして、先ほど申し上げた私の考えを話してございます。

まず、1点目の小樽病院をめぐる問題というのは、2次救急に関する問題でございますので、2次救急担当の医師の中で実際にどういうことが起きたのか、小樽病院との話合いの中でしっかりと進めていただきたいと申しあげました。それから、2点目につきましては、今度、独立型の夜間急病センターについては、医師会、市民、行政すべてが一致団結して協力をしていかなければ、とても解決できないような難題と考えているので、今後ともよろしくお願ひ申し上げますという返事を差し上げたところでございます。

○委員長

民主党・市民連合の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時44分

再開 午後 3 時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

一新小樽。

○吹田委員

◎ふれあい見舞金について

本日の報告を受けまして、まず、ふれあい見舞金について質問をいたします。

ふれあい見舞金は、障害者や母子といった関係の方に民生委員がお配りになっていたと思うのですが、基本的な考え方はどこにあったのでしょうか。基本的にどういう趣旨で始まったものなのですか。

○（福祉）地域福祉課長

基本的な趣旨といたしましては、歳末たすけあい運動の実施要項にございますけれども、「新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民やボランティア、関係機関・団体の協力の下、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するために行うもの」となっております。

○吹田委員

ふれあい見舞金の基本的な考え方というのは、やはりさまざまな生活の中で、いわゆるレベルからいったら生活的なレベルの低い方々を支援するために動いたお金だと考えているのです。これについては、一応すみ分けをして社会福祉協議会でというのと、また市でそういう面にかかわる形になっていたのが外れたとか、さまざまありますが、ふれあい見舞金という形のもが今回形を変えて何か別のものになったのですけれども、この辺のところ、いわゆるそういう方々のためにということを考えて、よりいいものにしたらどうかと思っているのですけれども、これを考えられた方々はこの辺のところをどのような感じで、どういう考え方で進めたのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

市が関与していない中で考えられた内容ですのではっきりとしたことは申し上げられませんが、今まで2,000円をお配りしてきたものを一定程度、もっとまとまった形でお渡ししたいということがまず一つあります。

それから、情報の関係で、市から税情報がもらえなくなるという中で一定程度まとまったお金をお渡ししたいと

いうところで組み立てたというふうに聞いております。

○吹田委員

私は、この問題について、それをもらう立場にないような方が考えたのではないかと思うのです。それでなおかつ、今度、市が全くかかわらなくなると、我々も、こういう形のをどのようにやっているかについての論議ができなくなる状況になります、どう考えましても。それは社会福祉協議会という、法人化されたところがやっているというだけのものになってしまうので、市民全体のそういう福祉的な部分について、全くかかわりもなければ何もなくなってしまう状況になるのは、ちょっと問題があると思うのです。

今、まとまったお金をお渡ししたいという答弁がございましたけれども、今度は所得制限のない形でやるとなると、一種の単なるばらまきになり、いわゆる下の人たち、下という言い方は大変失礼な話になるかもしれないけれども、そういう生活をされる方々に対してお渡しするのが基本であって、個人情報がどうのこうのというのであれば、ほんの少しでも、そこに一かけらでも小樽市の税金がひっかかかっていれば、例えば細かく言ったら1円でもひっかかっていたら、個人情報を出せるという論法です、法律的には。だから、この段階ではそういう形の検討ができなかったのだらうかと思っているのですけれども、いかがでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど答弁させていただいた中にもありましたけれども、市としては福祉灯油を実施するというので、その情報のために例えば10円とか20円とか、幾らかでも出せば市の事業になるというふうにもちょっと考えられないのですが、ただ、そういう仕切りをした中で市民からいただいた税金をそのような形で使うのはどうかというのがまず一つあります。また、募金の使い道を社会福祉協議会が独自に決めるのではなくて、共同募金委員会審査委員会がございまして、寄附者の代表者、社会福祉事業関係者、学識関係者、報道関係者等のメンバーの方々に、その使い道を正式に決めるというふうになっております。ですから、その中で決まったものについてはある程度の議論を経た上で実施されることとなりますので、市としてはそのことに対しては言う立場にはないというふうに考えております。

○吹田委員

今回も、例えば市の財政が前に比べたらよくなったということであるから、そこで余裕が出たものをこういうところに投入するのが本当だと常に考えているわけです。ですから、税金をどのように配分するか、基本的に再配分の論理ですから、この辺は金額的に大変大きなものでありますので、こういうところで1,000万円程度がどうのこうというふうになっていますけれども、私にすれば、そういう論議の中でやはりこういう形のもので検討されなければだめだと思います。また、今の御答弁のように社会福祉協議会の中で検討するのだから、ちょっと市とは離れるし、税金的にいうとこういう話になるのですけれども、そもそもそういう形のところから考えていくべきだと思います。

私の意見としましては、やはり単に年齢での祝い金として何かを出すという形はどうかと思います。やはり基本的に民生委員の方が一生懸命回って持って行って喜ばれる。みんなが、ああ、よかったという形のものが多い方に行くほうが、ほんのごく少数の方に何年かに1回というよりもずっといいと考えるので、やはりそういう面では、私は社会福祉協議会の理事会なり協議委員会なりに市が全くかかわっていないということはないと考えるので、その辺の意見は言っていたきたいと考える。これについてはよろしくお願ひしたいと思います。

◎認定こども園について

続きまして、銭函保育所の建替計画について見直したいという報告がありまして、この中でちょっと思うのは、認定こども園というのは前々から国が進めてもらいたいということであったのですけれども、そもそも認定こども園をつくり出したというのは、どういう形の中で考えられたのだと思いますか。

○（福祉）子育て支援課長

認定こども園の制度自体がどのようにしてできたのかということだと思いますけれども、第一に、小樽にはないのかもしれませんが、待機児童の解消というのが大きな部分であったというふうに考えております。それと同時に、幼稚園と保育所の機能を一つにあわせるということで就学前の子供の教育と保育を一体化してとらえて、一貫したサービスを提供するという新たな枠組みをつくったということで認定こども園制度ができたというふうに理解してございます。

○吹田委員

私のとらえ方としては、幼保一体化的な論議が国にあったときに、これを何とか形にしたいということで、相当無理をして認定こども園という名前の制度をつくり出したのです。それを何とか形にしたものだから、国は広めたいというのが現実でございまして、都道府県に対して何か所くらいつくってもらいたいという感じでやっていきたいという経緯があったと思うのです。

小樽市としまして、子育て支援の関係をことをさまざまやっておられますけれども、認定こども園が小樽にできるであろうことは想定していたと思うのですが、何でも制限なくというのは無理がありますので、小樽市の子育て支援としてこういう形のものでできれば有効かどうかについて、どのような検討をしてきたのか。

また、その場合には市としてどのような対応をとるのかということがあると思うのですけれども、認定こども園という言葉が出てから相当たちますので、この辺についての基本的にどういった形で見えてきたのでしょうか。

○福祉部長

実は、私どもも正直認定こども園はそうそうできないというように見ていました。これは国の制度の方向性がなかなか定まらないのと、補助の制度として安心こども基金が平成20年度の最後にできましたけれども、それがいつまで続くかわからない中で、民間の事業者も一歩踏み出せなかったのだらうと思います。それから、将来の保育需要がどうなっていくのかという見通しがつきづらい中で判断しかねていたのではないかと思います。

例えば政令市のように大量に待機児童のいる自治体などは、とにかく前に進むという判断がしやすかったのかもかもしれません、自治体も事業者も含めて。小樽市のように多くの待機児童がいるわけではない自治体については、非常に判断が難しいところだらうと思います。事業者も認定こども園に進むためには一定の自己負担が必要ですので、補助制度とのかかわり、それから国の方向性とかかわりの中でどのように判断していくか悩んでいたと思います。私どもとしては、そうそう認定こども園はできていかないというところが正直なところですが、今回は民間の方の御判断で、安心こども基金が23年度限りとなっておりますので、ぎりぎり滑り込みということで事が進んだという背景もあろうかと思います。

○吹田委員

小樽市としては手を挙げてそれなりの活用ができれば、それについては基本的にそういった認可的な部分はないにしても、それは常にオーケーということで考えてたのでしょうか。

○福祉部長

今後、例えばこういったケースが出てきたときにどうなるかというのがあるのですけれども、現時点では、いわゆる市町村に認可権限がない、それから総量規制ができないということもありますので、いわゆる介護施設とはまた違う側面がありますので、申込みのあったときには、その地域の保育需要ですとか、小樽市のいろいろな財政状況も含めた諸状況を勘案して検討していくことになるのではないかとというふうに考えております。

○吹田委員

認定こども園についてはさまざまな形態があると考えているのですけれども、この辺のところについてはどのようなものがあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

認定こども園には4タイプあります。

桂岡幼稚園は、認可幼稚園と認可保育園とが一体となるという幼保連携型で、これが一つです。もう一つは、幼稚園型といいまして、認可幼稚園に保育に欠ける子供のための保育所的な機能を含まれているタイプです。それと反対に、認可保育園が保育に欠ける子供以外の子供を受け入れるということで幼稚園的な機能を備えているのが保育園型です。それと、幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすということで、これが地方裁量型と呼ばれているもので、タイプとしては4つございます。

○吹田委員

幼稚園型では無認可の保育園ができることとなりますよね。そうしますと、例えば無認可施設は、認可施設と違って保育に欠けない方も入れられるというのが基本だと思うのですが、この辺のところはそういう形でもよろしいのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

国の説明では、「保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす」と言われていて、ここであえて認可外保育施設という言い方はしていないのです。ですから、認可幼稚園が認可外保育施設を併設するという言い方ではなくて、認可幼稚園が保育所的な機能を持つという言い方をしています。その際には、定員の問題であるとか、そういうようなところが出てくるように聞いております。

○吹田委員

道の関係では、認定こども園の幼稚園型というのは幼稚園と無認可の保育園というような言い方をされていると思うのですが、そういう形とは違うのですか。

例えば、今桂岡学園が認定こども園を進めるという段階で、先ほどの説明では延長保育で5時くらいまで利用している方が多いという話をされていたのですが、保育園は基本的に11時間が開所の関係だと思っているのです。そういうものについてのとらえ方は、市ではそういう形の内容を見ていくことはできるのですか。それとも、それについては認定こども園側の自由裁量で決めていくのですか。

また、保育園の徴収にかかわっても、運営ができる範囲のものを徴収することになっているのです。そのときに保育料の本人負担分についてどの程度にするかという問題と、それから基本的には上乗せ徴収ができるのか、できないのかという問題です。今、多くの認定こども園で子供を直接保育園に連れてくるという感じになっているのは、上乗せ徴収ができないからだと考えているのです。上乗せ徴収ができるのならバスで送迎してバス代を取るのですが、認可保育園の場合はそう簡単にはいかないと思うのですが、そういう形のとらえ方でいいのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

まず、保育の時間の部分ですけれども、保育園にかかわる子供につきましては、御存じのとおり延長保育も含めれば11時間というのは可能です。認定こども園の幼稚園部分に行かれている子供というのは、保育に欠ける子ではないので、保育園の保育時間とは関係がなく、幼稚園部分の例えば9時から1時までの学習時間に5時までの幼稚園としての延長保育を受けることとなります。ですから、この部分では保育園の子供ではないので、あくまでも幼稚園の園児の取扱いということで、妙な言い方ですけれども、そういう仕組みで延長保育がされるということです。保育という言葉を使っているのでもっと混同してしまう部分があるのですが、あくまでも幼稚園に行っている子供が延長の保育を受けているという仕切りなのです。保育園に行かれている子供については一定時間、8時から7時までという11時間の保育時間の中でどこを預けるのかという仕切りになりますので、これが保育所ルールというふうになると思います。

それから、保育料の部分ですけれども、先ほども申しましたが、事業主である桂岡学園で保育料についての設定

はできます。これは間違いがないところですが、それに対して現状では各市町村の保育料に相当する額ということで定めているところが多いのも実態です。それを上乗せするのか、あるいは免除するのかというのは、ある意味、事業主の判断に任されてしまうというところがあります。

バスの利用につきましては、原則的には保育所部分についてのバスの利用というのを小樽としては認めない方向で考えたいというふうに今の時点では思っています。ですから、幼稚園に通う子供を送迎されることについては従来どおりですので全然変わらないということですが、新たに認定こども園の保育所部分の55名については、55名になるかどうかわかりませんが、保育所部分に通う子供につきましては、送迎バスの使用については認めない形で進めたいと思っております。あくまでも従来の保育所どおり、送り迎えについては保護者をお願いしたいというふうに考えております。

○吹田委員

そこら辺について、私は微妙だと思うのですが、そういうところは市が行政の権限で対応するのかどうか。通常、直接契約になると出し方のお金の性質が変わりますので、そういうところまで行政側がきちんと事業者とそういうことができるのかどうかはすごく大事だと考えています。

今もおっしゃったように、保育料についても基本的には市の保育料と同じだと言うけれども、実際に運営してみたら無理だからといって値上げをしたら、これはできなくなります、私にすれば。それをできないからといって、認可をとめますという話にはならないです。特別変わったお金をどこかへ出して、そして足りないからとか、多いとかということがなければ。その辺もありますから、認定こども園に行っている認可保育所の子供も、通常の認可保育所に行っている子供も同じ条件で見てもらおうというのが基本だと考えますので、この辺のところはできるかどうかということを私は心配しています。

あとは、事業主の方々がいかにそういうのにきちんと対応できるような体制づくりが、それなりのやり方なりをやっていくかということだと思います。だから、この辺のところについては、小樽市のそういうきちんとしたものが動きますという形で考えてよろしいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

バスの問題につきましては、確かに法律的に市が規制できるかというのと、できないと思います。ただ、現実的には、例えば0歳の子供を送迎バスに乗せるとしたら、それなりの設備なり、あるいは抱えて乗るということで人手が要ると思うのです。それを確保できるのかどうかというのもそうですし、保育園でバス送迎をするときには、必ず料金を上乗せしてその費用を徴収しなさいということで、保育所の運営費にその部分を含めてはいけなくなっています。ですから、その部分において、ある程度の規制というよりも、お願いという形で進めたいというのと、実際に旭川市においては保育所部分のバス送迎は一切認めませんということで、各施設にお願いしているという実態があると聞いていますので、そこら辺も含めてそういう形で進めたいということで考えてございます。

次に、保育料の上乗せについてですけれども、認定こども園になりますと確かに直接契約になりまして、保育料につきましては直接施設に収納されるというか、保護者が施設に支払うことになります。

ただ、保育所に係るところの運営費につきましては、道と市の負担分について算定されるので、その算定額の総額から保育料相当分を差し引いた運営費を支払うことになります。ですから、保育料をいっぱい取ったからといってもその分運営費が少なくなるというか、そこで調整されますので、そこら辺の徴収の部分について、私もほかにあるのかどうかはちょっとわからないのですが、今の時点では、保育料として徴収した分については運営費の総額から差し引いて、その残りの額が支払われると聞いていますので、法人としては保育料に上乗せしたからといって、イコール収入増につながるかというところについては、ちょっと疑問に思っているところですので、そういう形にはならないというふうに思っております。

○委員長

理事者に申し上げますが、吹田委員の質問は、新しくできる認定こども園の保育所部分について、小樽市内の他の認可保育園と同様のレベルで運営、維持できるような、そういう指導あるいは強制力というか、そういうことが市の権限の範囲でできるのですかということを知っていたように思うので、再度答弁をお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

保育所の監査というか検査というか、そういう部分については市にはないので、市でその部分の指導をできるかという、少し疑問かとは思っています。当然、道でも保育所に関しての指導等が入っていますので、同程度という部分はどこを指すのかというのはありますけれども、認可保育所としての基準というか、それを十分に満たすだけの保育がなされるものというふうに考えております。

○吹田委員

例えば、道の実施要綱では、年に 1 回、事業内容を報告すればいいのだというタイプのものです。だから、一般の認可保育所は、現場に来て細かくチェックするのですけれども、何かそういう形にもなっていないような感じがします。ここで少しお聞きしたいのは、先ほどからいろいろと情報、資料が出ていましたけれども、桂岡幼稚園に札幌からも四十数人ほど来られていると。万が一、そういう方々が保育所部分に移りたいといった場合、小樽市ではそれが可能だと考えてよろしいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

幼稚園の場合については、市の判断なく受入れをしているようなのですけれども、保育所の部分につきましては、広域入所ということで札幌市が運営費を負担することになりますので、当然、札幌市と小樽市が協議することになります。入所の部分につきましては、広域の場合につきましては、受け入れる側の保育所に欠員というかあきがあって、なおかつ小樽市内の子供がその保育所に入る見込みがないとか、欠員が埋まらないという状況があれば認めるケースはありますけれども、現実的に札幌の方を受け入れているというのも何人かはいますけれども、すべての方を受け入れることになるかという、そうではないというふうに考えています。

○吹田委員

今、私が聞いたのは、認定こども園の認可保育所と一般の認可保育所とではその取扱いが違うのかと思ったのですが、その辺は同じ感じの取扱いになるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所に入るということは、あくまでも保育に欠けている子供だということが前提なのです。ですから、保育に欠けている子供が入る保育所の部分についても、確かに桂岡学園とは直接契約にはなるのですけれども、札幌に住んでいる子供が保育に欠けている子供だということを小樽市でも確認しないと、入所の部分については難しいという、できないという、そういう仕組みにはならないということです。

○吹田委員

この辺は、事務的なものだと思うのですが、そうすると基本的に札幌の方が入所したい場合は、札幌市から保育に欠けるという一文をいただいて、そして保育所が受けて保育所側が入所について決定するというのが基本ですね。そういう場合は、小樽市がまた札幌からもらって、もらったものを施設側に渡してオーケーという感じのやり方をするとということでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

事務的なやりとりになると、まだ私もすべての確認はとってはいないのですけれども、あくまでも直接契約ではあるのですけれども、保育に欠けている子供だということを確認しなければいけないということになっていますので、当然それは小樽市においても、例えば保育に欠ける子供がいた場合に、銭函保育所も希望するし、第 2 希望が認定こども園であれば、当然、認定こども園とも話をしていくことになるわけです。ただ、直接契約なので契約は

直接してくださいということにはなりますけれども。そういったときに、札幌の子供がもう既に入っているから受入れができないということにはならないと考えていますので、そのやりとりが今、札幌の書類が小樽に来て、それから認定こども園に行つてという、そのちょっと細かいところまでは今は何とも言えないのですけれども、あくまでも小樽としての実態をとらえながら、広域入所部分については一定の整理をしていかなければ、やはり小樽の子供を優先すべきだというふうに考えていますから、その辺のところの取扱いはそういう趣旨で進めていきたい、進めていくべきだというふうに考えているということです。

○吹田委員

今回、銭函保育所については、時間的なものをもって少し内容を再度検討したいということであると思うのです。あの地域全体で5割ほどの定員が増えると、単純計算では、幼稚園として入っている人数が140人ぐらいいらっしゃるのであれば、そこから保育側にシフトしたら、幼稚園側ではその抜けた部分について、通常の計算上では絶対に埋まらないというのが基本だと考えています。あそここのところで全体のパイが200人と言ってますけれども、実質はそこまでいかない可能性が十分にあります。そのときに銭函保育所の定数をどうするかということが、今後出てくると思うのです。

そういう面で私は、市が民間につくってもらおうと、安心こども基金で2分の1を国で持つことになっています。銭函保育所の場合は全額を市が持たなくてはならないという計算ですから、その辺のところを考えて、桂岡学園にオーケーしたのか。それとも、ただ桂岡学園側がやりたいと言って道からオーケーが出たから、それはやむを得ないと、結果的に銭函保育所を考えようかとなっているのか、今回はこのどちら側をとって進んだのかをお知らせください。

○福祉部長

今回は民間の計画ができてきたというのが一つ確かにありますし、公立保育所の考え方としても、定員の調整弁としての役割を持っているという観点もございます。もう一つには、今回の計画をした法人が小樽市内で実績のある法人だということもあります。これがどこかのあまりよくわからない新規の法人であればまた違うのでしょうかけれども、実績のある法人がそういった計画を出してきているということで、まずはそちらを認めていくという判断になり、結果的に銭函保育所の需要はその後に見ていくという考えになったということでもあります。

○吹田委員

私は以前から公立施設の民間移譲という感じのことを言っておりますけれども、それで何ぼかのものが形で動いていらっしゃると。それで、今後もそういう面では、市が公立でどうしても担わなければならない部分というのが必ずあると思うのですが、それがなければ民間でやるのが、やはり市の税金をいかに浮かせるかという問題を考えたら、それは絶対だと考えますので、その辺もあるのですけれども、私は銭函保育所の問題については、やはりそのところがすごく大事かと思えます。

それから桂岡学園がこういう形で、いわゆる認可保育所をつくれるのですが、これについて万が一事業が難しいとなった場合に、そこには補助金が出ることになるのですけれども、補助金適化法の対象となる施設と考えてよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

申しわけございません、事業がうまくいかないということを想定して補助金が返還になるかどうかということについてはちょっと調べておりませんので、今ちょっとお答えすることはできません。

○吹田委員

公的な資金を相当入れますので、通常であれば補助金適化法でひっかかった場合は、30年以上は絶対に閉められないという感じで考えなければならぬのです。だから、そういう面では、そういうところも見ながら、こういう施設を進めていただくというのが大事な部分かと思えますので、その辺も含めて、単に道がこういう形で全道の各

地に必ず 1 か所はつくりたいという大変なあれがあるものですから、小樽の場合も協力したということで私はよかったと思うのですが、子育て支援の必要な部分を必要なお金をかけてやることは大事なことです。銭函保育所と子育て支援センターも含めてしっかりとしたものをつくらなければならないわけですから、そのところろがうまくなるようにぜひ進めてもらいたいと考えます。この辺のところは特にあれはいかないと思うのですけれども、そういう形で進めていただきたいと思ひますし、やはり利用する方々が、何か時間も違うとか、料金が違うということにならないようにだけは、基本的には市内のどこの保育所を利用して同じ形で待遇を受けて、サービスを受けて、そして料金も同一であると。これは市が決めたもので全体が動いていますから、そういう形で進めていただきたいと思ひますので、ぜひお願いしたいと思ひます。

◎夜間急病センターについて

最後に、夜間救急センターの関係なのですが、今回、医師会から単独の夜間急病センターを小樽病院の近くでやってもらいたいと言ってこられたかと思ひます。前から救急について小樽病院でやるのだと言ったら、一病院完結型という言い方をして大変論議になったのですが、あれだけ近いところにあるのだから、軒下を貸してやってもらってもいいのかという感じもしていたのです。この辺の論議というのは、あれだけ近くにあるのですから、どこでもひとつ自分たちがやりたいと言うのだったら、小樽病院の中につくってもらって医師会がやりたいというような話は来なかったのでしょうか。

○保健所長

小樽病院で夜間急病センターをやるという話はなかったのかという御質問と思ひますけれども、先ほど経過の中で説明いたしました、本年 2 月、新夜間急病センターは独立型とするとの医師会の構想がまとまっております。この前段には、夜間急病センターの運営を担っている立場の医師会として、各四つの病院への併設型という問題について、それを受けてくださる意向があるかどうか個別に御意見を聴取したことを前提として、どちらの病院も併設型の意向はないということを医師会として確認をした上で、独立型に決まった経過がございます。本年 2 月に独立型と定まったことを受けて場所決めに入りまして、やっと場所が決まったということでございますので、今から併設型に戻るといことはございません。

○吹田委員

私は市立病院調査特別委員会の委員ではないのですが、ただ言えることは、私は夜間救急センターを単独型で離れてやるというのは、私にすれば機能的にあまりプラスの部分がないというふうに常に思っているのです。ここに来てこのようなことを言っているのはちょっと場違いかとは思ひますけれども、今後あそこに夜間急病センターができたときに、やはりこれからも小樽のこういう全体の医師会の方が、1 次救急の夜間急病センターを受けていけるような体制かどうかをすごく心配しているのですけれども、これについて保健所では十分に対応できるという感じで見ているのですか。

○保健所長

実は私も同じ心配を持ったのですが、なにしろ夜間急病センターには記録がないものですから、調査をしなければということで、まず医師会の医師からよく言われる言葉として、小樽市の医師も高齢化しているから夜間急病センターの維持は難しいということをお伝え聞いておりますので、小樽市内の診療所に勤めておられるドクターの生年月日と居住地について、50代が何人いるとか、60代は何人いるといった調査をいたしました。そのデータを基に、夜間急病センター関係の理事のある方とお話をしたときに、その方の感触としては、6時から9時までの1次救急はまあ何とかなるような気がする、当面は。ただ、9時から先は、市内の医師が関与していませんし、かつ以前と違って大学の医局が担当しているという体制にもないので、それ以降のことは結構厳しいけれども、今やっただいていて医師にお願いをしていくということになるというお話をしてくださっていらっしやいますので、こまめが私どもの押さえられるベストの現状ということになります。

○吹田委員

私は、やはりそのところをもうちょっと、これはできるであろうという形で、これだけのさまざまなことにお金をかけてやるわけですから、今になって精査してどうのこうのというのはちょっと無理があるのかもしれませんが、救急の際に市民の命を守る最前線でございますから、この辺のところはきちんと、先ほど来あったように内容がはっきりしないのでは、今の時代には全く合わないという感じが私はするのです。

どなたがそこを担っても、今までどういう形になっていたかということについて、何かよくわからないなんて、命を扱う世界でそのようなことがあるとはちょっと常識では考えられないものがあります。だから、そういう面ではそういうところも含めて、いかに医師会の方々が担っていると言いながらも、そういう部分のところを行政でもかかわって、そういう内容をきちんと確認していただいて、いざというときにはそれについてのノウハウも含めて、次のときに行けるようなものは絶対に必要だと思いますので、やはり今回のこれを進めると思うのですけれども、その辺のところはハード面とソフト面と、ソフトな面についてもそのところをしっかりとやっていただきたいと考えるのですけれども、最後でございますので、その辺のことの決意をお聞きして終わりたいと思います。

○保健所長

今まさに委員がおっしゃいました独立型の夜間急病センターをこれから支えていく 1 次救急体制、2 次救急体制、そして市民の問題、この三つの問題については、場所も決まりましたので、医師会、それから市民の方々と力を合わせてこの問題を解決していきたいというふうに考えてございます。

○委員長

以上をもって、一新小樽の質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。